

独立行政法人評価委員会
水資源機構分科会等合同会議（第22回）

平成25年7月29日

【司会】 若干お見えでない先生もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまから第22回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議を開催いたします。

会議に入ります前に、事務局より本日の配付資料について確認をさせていただきます。

【事務局】 資料確認

【司会】 よろしいでしょうか。

なお、本日の会議は、4省合同での会議であり、合同会議運営方針第3条及び第4条の規定に基づき、会議は非公開としております。議事録につきましては、発言者のお名前を伏せて、後日公開することといたします。

次に、本年2月の合同会議以降、委員に異動がございましたので、ご紹介いたします。

厚生労働省委員におかれましては、茂庭委員に替わり、東京大学大学院工学系研究科教授の古米委員が、また、水谷臨時委員に替わり、日本ダクティル鉄管協会顧問の片山臨時委員がご就任されました。

国土交通省委員におかれましては、井上臨時委員に替わり、京都大学理事補・防災研究所教授の寶臨時委員がご就任されました。

本来は、本日まで出席の委員の皆様方及び各省と水資源機構の出席者全員をご紹介させていただくべきところですが、お手元の座席表をもって代えさせていただくことをお許しく下さい。

なお、榎木臨時委員、寶臨時委員及び森野臨時委員におかれましては、本日、交通機関の乱れ等により、遅れてのご参加となりますことをご報告させていただきます。

【事務局】 榎木委員は来られています。

【司会】 榎木委員、いらっしゃっています。大変失礼いたしました。申しわけございません。

それでは、ここからの議事の進行は、議長をお願いいたします。

【議長】 それでは、議事に入ります。

議事にあります「平成24事業年度業務実績評価」及び「第2期中期目標期間業務実績評価」の審議を行います。

まず、水資源機構から、平成24年度の業務実績及び第2期中期目標期間の業務実績について報告をお願いします。

【水資源機構】 評価委員の先生方には、日ごろより大変お世話になっております。平成24年度の業務実績及び第2期中期目標期間の業務実績につきまして、ご報告申し上げます。

資料といたしましては、先ほど紹介がございました資料1-①、資料1-②、資料2-①、資料2-②に関するものでございますが、いずれも分厚うございますので、年度及び中期目標期間の業務実績のポイントをスクリーンでもってご紹介いたします。

最初に、評価項目1の①の安定的な用水の供給について説明いたします。

中期目標期間中、利水者の水利用計画、河川流量、雨量等の水象・気象情報等の的確な把握、また、きめ細やかな施設の操作、定期的な点検・整備を行い、安定的な用水供給に努めるとともに、地震等の災害や第三者事故等の災害においても、利水者の影響を最小限にすべく、関係機関と連携して迅速かつ機動的な対応に努めてまいりました。

特に、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震によって、関東管内の施設で大きな被害を受けましたが、機構全体で応援体制をとって、早期の復旧に当たりました。中でも、霞ヶ浦用水におきましては、管路が被災によって用水供給が全面停止となり、当初は復旧に約1カ月を要することが予想されましたが、本社や他の事務所からの応援要員を緊急的に派遣し、応急復旧を行い、被災後7日目には上工水の供給を開始することができました。

次に、平成24年度の実績といたしましては、平成22年度に群馬県において作況指数が全国最低の著しい不良となるなど、高温障害による水稻への被害が発生いたしました。このような被害を回避するために、水資源機構では、より水温の低い水を取水するために、本取水口から上流部にある予備取水口に切り替えて運用できるよう、河川管理者と水利使用の変更協議を行い、平成24年8月に変更の同意を得、同年の8月末に発表されました高温障害情報に対しては、直ちに予備取水口から約4℃の水温の低い水を取水することによって、高温障害を回避することができました。

同じく、評価項目1の①の安定的な用水の供給のうち、中期目標期間中の湯水への取組についてご紹介いたします。平成20年度における吉野川水系においては、第4次取水制限ま

で行われ、早明浦ダムの利水容量が0%となり、電源開発や四国電力の協力により、発電専用容量を水道用水として使えるよう、緊急放流が行われるなど、大変厳しい渇水となりました。この取水制限の期間中、香川用水や早明浦ダムでは、24時間臨機に対応して、きめ細やかな利水補給の変更操作を行うとともに、池田ダムでは早明浦ダム下流の降雨を有効に活用するための操作を実施し、約551万立方メートルの用水の節約を行ったことによって、香川県の給水人口の約17日分の使用水量に相当する量を節約し、渇水被害の軽減に貢献いたしました。

平成24年度実績といたしましては、利根川水系で平成13年以来11年ぶりの渇水となり、国及び機構の8ダム等でも過去3番目に少ない貯水量を記録するなど、大きな渇水となりました。このような厳しい渇水状況に適切に対応するために、安定的な水利用ができるよう利水補給を継続的に行った結果、矢木沢ダムでは9月4日に最低貯水量4.7%を記録いたしました。矢木沢ダムでは、本格的に利水補給を開始した7月24日から、また奈良俣ダムでは8月3日から取水制限解除までに、それぞれ1億3,500万立方メートル、5,100万立方メートルの利水補給を行ったことによって、取水制限を最大で10%に抑えることができ、市民生活への影響は大きなものとなりませんでした。また、首都圏の水がめである矢木沢ダムでは、連日のように各テレビ局、新聞等の多くの取材があり、施設の役割や情報提供とあわせて節水の呼びかけを行うなど、市民の方々への理解に努めてきたところでございます。

続きまして、評価項目1の②の良質な水の供給に関して、武蔵水路で発生した水質事故の防止対策について説明いたします。平成23年度においては2回の水質事故が発生し、昨年度の合同会議におきましてもご報告させていただいたところであります。これら2回の事故を教訓として、養生ホースによる油圧ホースの保護、油吸着マット、オイルフェンスの設置、始業時前点検の徹底、油流出に関する講習会の実施など、「油を漏らさない」、「油を武蔵水路に入れない」、「油を荒川に流下させない」の三重の対策と、緊急時の対応として、機構及び施工業者間の連絡・連携体制の強化を講じてきたところでございます。

昨年12月には大口径削孔機による施工中、油圧ホースの破損により油漏れが発生いたしました。前年度の事故を教訓に、油圧ホースの外側を覆う養生ホースや、作業現場内に設置した油吸着マット等、油漏れ対策を施していたことから、50cc程度の油の飛散にとどめることができました。

しかしながら、たび重なる事故に対して、発注者として、この事態を重く受けとめ、事

故が起きた際に被害を最小限に食い止めるよう、油圧ホースからの油流出が目視で確認できるよう、養生ホースを透明なホースに変更するとともに、油の飛散を防止するため、透明なホースの端部に油吸着マットを挟み込む対策を講じることなど、フェールセーフの対策をより一層強化いたしました。

続きまして、評価項目2の洪水被害の防止又は軽減について説明いたします。

中期目標期間中の平成21年10月には、台風18号による出水によって、名張市街地において氾濫のおそれが予想されたため、名張川上流の青蓮寺、比奈知、室生ダムの3ダムでは、国土交通省や関係自治体等と緊密な連携をとりながら、通常の洪水調節操作よりも放流量を絞って、ダムに貯留する統合操作を行いました。この3ダムの統合操作による洪水調節によって、管理規程に基づく通常の洪水調節操作を実施していた場合に比べて、名張地点における河川水位を約65センチ低減させ、約1,180戸の浸水を回避することができたと想定されております。平成22年5月には、施設管理の分野において初めて土木学会技術賞を受賞しております。

続きまして、平成24年度の実績につきまして、北部九州豪雨に関する防災対応についてご紹介いたします。江川ダムのある小石原川下流部では、441世帯、1,237人を対象に朝倉市から避難勧告が発令されたほか、至る所で土石流や土砂崩れが発生いたしました。このような中、江川ダムにおきましては、管理開始以降最大となる毎秒約196立方メートルの流入量を記録いたしました。江川ダムは利水専用ダムであり、洪水調節機能は持っていませんが、地元朝倉市及び大刀洗町と緊密に放流状況等の情報連絡を行いながら、限られた空き容量の中で下流水位の急激な変動に配慮しつつ、的確にダムへの貯留・放流操作を行った結果、ダムからの最大放流量は、最大流入量よりも毎秒約30立方メートル少ない毎秒約168立方メートルとなり、ダムへの流入のピークとダムからの放流のピークにつきましても、約50分遅らせるなど、下流への影響被害の軽減に貢献できたものと考えております。

続きまして、同じく北部九州豪雨におきまして、防災対応を行った大山ダムの例であります。大山ダムは、今年4月から管理を開始したダムであり、この時点におきましては、ダム本体の挙動や貯水池周辺の斜面の動きを観測する試験湛水を実施している途中でありましたが、この豪雨に関しまして、ダムへの最大流入量毎秒約324立方メートルを記録したときに、ダムからは毎秒約14立方メートルの放流を行い、約880万立方メートルの水をダムに貯め込みました。その結果、ダム下流にある水位観測点において、ダムがな

かった場合に比べて河川水位を約2.2メートル低下させる効果があったと推定されております。ダム完成前においても、下流河川の洪水被害の軽減に大きく貢献できたものと考えております。

次に、評価項目3の施設機能の維持保全等について説明いたします。

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、関東地方においても最大震度6強を記録いたしました。水資源機構においては、茨城県及び千葉県にある霞ヶ浦開発ほか7施設において、用水路や湖岸堤が被災したため、被災後いち早く機能回復を図るための応急復旧対策を実施し、被災した8施設の全ての災害復旧工事を2年で完了させました。また、水路等施設につきましては、平成20年度より進めてまいりました施設の機能診断調査を平成24年度に完了し、全ての施設において施設機能保全計画を作成いたしました。

次に、評価項目4のリスクへの的確な対応について説明いたします。

平成24年度におきましては、5月に利根川水系で発生したヘキサメチレンテトラミン流出により、各地の浄水場においてホルムアルデヒドが検出された事案に対しまして、水資源機構では、河川管理者等と密に連携・調整を図りながら、一刻も早い事態の解決に向けて、まずは荒川への影響を回避するため、武蔵水路の通水停止を行うとともに、原因物質の希釈と流下促進のため、下久保、矢木沢ダムからの緊急放流をそれぞれ行いました。また、武蔵水路の通水停止によって減少した荒川の水量に対しましては、水供給等に影響が生じないように、滝沢ダム及び浦山ダムからの放流等で代替して対応いたしました。

中期目標期間中におきましては、機構が所有する海水淡水化装置により、東北地方太平洋沖地震により水道水の供給ができなくなった茨城県桜川市、宮城県女川町江島や、31年ぶりの大渇水となった東京都小笠原村父島において、給水の支援活動を行いました。これらの活動が評価され、平成24年7月に国土交通大臣から感謝状を授与されております。

このほか、大規模災害への対応といたしまして、平成24年度末には海水淡水化装置の追加配備、関東・中部・九州の3ブロック10事務所におきまして、可搬式ポンプ設備や備蓄資機材の配備を行うとともに、大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）に基づくダム耐震性照査の実施や、業務継続計画の策定・見直し等、危機管理対策の強化を図っております。

続きまして、評価項目5の計画的で的確な施設の整備「ダム等」につきまして説明いたします。

中期目標期間中に、ダム事業につきましては、大山ダム、武蔵水路改築の2事業につい

て鋭意進捗を図り、大山ダムについては、予定どおり平成25年4月から管理に移行しているところであります。また、いわゆるダム検証の対象となりました5事業のうち、思川開発、木曾川水系連絡導水路、川上ダム、丹生ダムの4事業につきましては、新たな段階に入らない中で、適切に事業を実施するとともに、地方整備局と共同して検証に係る検討を進めているところです。残る1事業の小石原川ダムにつきましては、検証結果を受けて、平成24年12月6日に、国土交通大臣より継続との対応方針が決定されております。

次に、平成24年度の実績といたしまして、年度末に完成しました大山ダムにおけるコスト削減の取組をご紹介します。ダムの設計に当たっては、地質調査の進展で判明した複雑な地質構造に対して、新たな岩級分類の採用や、施工段階におきましても、地質の専門職員を工事現場に常時配置して、過大な掘削とならないよう、岩盤判定を厳密に行って適正な管理を行うこととあわせて、有限要素法による解析を適宜実施し、堤体及び岩盤の応力状態に問題がないことを確認しながら施工を行いました。その結果、ダム基礎の掘削深さを当初の計画より浅くすることが可能となりまして、ダムのコンクリート量、基礎掘削量、原石山の掘削量を大幅に減少させることができました。このほか、取水施設の設計の見直しや、ダム下流に設置する警報局舎等管理設備の見直し等を行い、試験湛水中に洪水を経験し、災害復旧費用等を要しましたにもかかわらず、最終精算におきまして、約340億円の大幅なコスト削減ができております。また、ダム本体の建設工事に当たりましては、ダム建設事業として、我が国初めてとなる高度技術提案型総合評価落札方式という契約方式を採用いたしまして、民間の技術提案を積極的に取り入れ、ダム本体のコンクリート打設時における運搬設備の能力の向上、原石山の掘削と骨材製造プラントの運搬距離の短縮等により、大幅な工事期間の短縮を図ることができました。

続きまして、評価項目6の計画的で的確な施設の整備「用水路等」につきまして説明いたします。

中期目標期間中に、印旛沼開発、香川用水、群馬用水の緊急改築事業、福岡導水事業の4事業を完了いたしました。また、木曾川右岸緊急改築、豊川用水二期、両筑平野用水二期の3事業について、進捗を図ったところであります。香川用水施設緊急改築事業では、調整池が完成したことにより、頻発する渇水等に対し、また、群馬用水施設緊急改築事業では、取水施設の耐震補強をはじめ、サイホンの補強などを計画どおり実施し、利水面での安全性を高めることができました。

次に、評価項目7の環境の保全について説明いたします。

中期目標期間中の主な取組として、自然環境の保全、温室効果ガスの排出削減、建設副産物等の有効利用等、環境情報の発信等を行いました。このうち、建設事業における自然環境保全の取組として、ダム水路等施設において、環境調査や環境影響評価予測を実施するとともに、保全対策にも取り組みました。平成22年度には、徳山ダム建設事業において、建設による地形改変の抑制、立木の伐採抑制など、さまざまな環境保全対策や、我が国では導入実績がまだ少ない山林の公有地化等が評価され、土木学会環境賞を受賞し、環境保全に対する取組を評価いただいたところであります。

管理業務における環境の保全といたしまして、ダムの堆積土砂の下流河川への還元や、ダム放流量を一時的に増やすフラッシュ放流を実施いたしました。これにより、河床の石に付着した藻類等が洗い流されるなど、ダム下流河川の環境が改善されていることが確認されております。

また、環境保全の一環といたしまして、小水力発電につきましては、霞ヶ浦用水小貝川発電所の運用を平成23年5月から開始しており、温室効果ガスの排出削減に寄与しております。また、室生ダム初瀬水路の小水力発電の建設に着手したほか、豊川用水大島ダムほか3カ所で設計を行いました。太陽光発電につきましては、大規模太陽光発電システムを愛知用水及び木曾川用水で設置し、房総導水路東金ダムほか2カ所において設計を行いました。今後とも、クリーンエネルギーの活用については、積極的に導入の可能性を検討していく所存であります。

続いて、夏場の電力不足に対応した、徳山ダムにおける増電を目的とした放流の取組のご紹介であります。平成24年度は、原発の停止により、全国的に電力の不足が懸念されておりました。徳山ダムでは、中部電力からの要請を受けて、下流にある4つの水力発電所での増電となるよう、ダムからの放流を行いました。具体的には、夏場の電力需要が高い8月1日～31日までの朝10時から夕方17時までの時間帯において、ダムからの放流量を増流して対応したもので、期間中で一般家庭の約3,300世帯分に相当する電力を生み出したものと思っております。

次に、評価項目8の技術力の維持・向上につきまして、中期目標期間中の取組を説明いたします。

徳山ダムにおきましては、平成20年度に土木学会技術賞を受賞しましたほか、滝沢ダム建設事業におきましても、新たなコンクリート運搬方法を開発・導入し、ダム建設技術の発展に貢献したことや、周辺景観に配慮した施設デザインが随所に施され、新たな景観

資源となって、地域社会の発展に寄与したことが評価され、平成23年度に土木学会技術賞を受賞しております。

次に、国際関係では、中期目標期間を通じて、NARBO活動、JICA等受託業務やアジア開発銀行との技術協力を通じて、アジア各国の河川流域における総合水資源管理の普及及び河川流域管理機関の能力強化を図りました。

災害時の国際支援活動の取組として、平成22年10月に、ベトナム中部地域の豪雨災害に関し、調査団に職員2名を派遣し、技術的なアドバイスを行い、その後もベトナムで行われました洪水に関するワークショップに参加して、関係強化を図っております。また、平成23年秋に発生したタイにおける洪水に対して、政府の要請を受け、国際緊急援助隊の一員として職員を派遣し、技術的なアドバイスを行いました。この活動に対しまして、タイ国産業大臣及び我が国外務大臣から感謝状が贈呈されております。

続きまして、国際業務の平成24年度実績といたしましては、6月に国際大ダム会議が京都で開催され、機構は、課題検討支援分科会長を務め、大会運営に大きく寄与いたしました。

また、平成22年度より取り組んでまいりましたアジア地域への技術協力として、ネパールにおける流域管理機関の組織化に向けた人材教育及び河川管理、水供給、下水処理が一体となった制度整備等についても、技術協力を行いました。そのほかにも、インドネシア、ウズベキスタンにおいても、灌漑用水やダム管理を含む洪水対策等への技術支援等を実施し、海外諸国への支援活動の拡大を図りました。

次に、評価項目9の関係機関との連携、水源地域等との連携につきまして説明いたします。

関係機関と連携した取組の状況として、関係機関との円滑な調整を行い、3事業の事業実施計画の認可、5事業の事業実施計画変更の認可、1事業の施設管理規程の認可、26施設の施設管理規程の変更の認可を受け、事業を円滑に推進いたしました。

水源地域等との連携については、地域行事への参加や清掃活動などのイベント、水源地の視察等を実施し、平成24年度においては、50事務所で実施いたしております。

次に、評価項目10の広報・広聴活動の充実について説明いたします。

広報・広聴活動につきましては、ホームページにおいてダムの貯水量や放流量、降雨量などの諸量情報の提供を行ったほか、映像コーナー、イベントコーナーなどを追加するなど、ホームページの内容の充実を図りました。平成23年度にはツイッターを創設し、積

極的な情報提供を開始いたしました。また、広報誌「水とともに」については、一般の方にも読みやすく興味を持ってもらえるよう、工夫を図りました。さらに、報道機関に対し、機構事業をよりよく理解してもらうための視察会を開催いたしております。

次に、評価項目11の内部統制の強化と説明責任の向上について説明いたします。

倫理行動指針の職員への浸透、定着を図る観点から、平成22年度から毎年度コンプライアンスアンケートの実施や、コンプライアンス推進月間を定め、職員等の意識向上のための講習会等を実施いたしました。

次に、入札契約制度につきましては、入札等監視委員会を開催し、契約事務手続における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、契約監視委員会を開催し、競争性のない随意契約の見直しを徹底的に行うとともに、一般競争入札等において真に競争性が確保されているかについての点検・見直しを行いました。1者応札の改善につきましては、公告期間・公告方法の改善、入札参加条件等の緩和により、平成24年度の一般競争入札における1者応札の割合は、19.1%となり、平成20年度の70.0%に比べ大幅に改善され、実質的な競争性が確保されてきていると考えております。

次に、評価項目12の機動的な組織運営、効率的な業務運営について説明いたします。

効率的な業務運営の取組として、事務所の総合事業所化、近接する既存事務所同士を統合して、組織機能・組織整備を図るとともに、間接部門の効率化を推進し、本社・支社のスリム化を図ってまいりました。

また、事務的経費の節減につきましては、物件費等の節減や、電気使用量等の節減により、平成24年度の事務的経費は、平成19年度と比較いたしまして、18.3%、総額で約8.9億円を節減し、中期計画に掲げる目標、15%節減を達成いたしております。

総人件費の削減につきましては、中期目標期間中において機構独自の本給の減額、昇給の停止や地域手当の減額など、給与抑制措置を実施し、平成17年度と比較して、人事院勧告改定分を除いては、23.7%の削減、実額では27.1%の削減を行っております。また、職員の給与水準の対国家公務員指数、いわゆるラスパイレス指数は、平成24年度において109.4となり、平成19年度と比較して、7.4ポイント低減しております。引き続き、給与水準の適正化に努力してまいります。

次に、評価項目13のコスト構造改善の推進につきまして説明します。

平成20年度に策定した「水資源機構コスト構造改善プログラム」の推進により、各事業において計画設計の見直し、入札契約の見直しなどのコスト縮減を図った結果、中期計

画の目標値である15%に対し、15.2%の縮減を達成いたしております。

次に、評価項目14の保有資産の見直しについて説明いたします。

保有資産のうちの本社の高円寺、常盤平、寺尾台、高島平の4宿舎の処分につきましては、平成20年度から、独立行政法人通則法第48条に基づく重要財産の処分手続により、宿舎集約化のための検討や、信託を活用した資産としての活用の検討を進めてまいりましたが、平成22年11月に通則法の一部改正が行われ、原則として国庫に現物納付することとなりました。このため、その後、主務省や関係機関と処分方法について協議し、現物納付を行うための用地測量、境界確定作業や物件調査の事前調査の作業を踏まえた後、所管財務事務所と協議に入り、高円寺宿舎及び常盤平宿舎の2宿舎につきましては、平成24年度中に協議が整い、現在、国と引渡し手続を進めており、10月に引渡し完了の見込みであります。

高島平宿舎につきましては、存置されている建物基礎杭の取扱いをめぐって、現在も協議中であります。

寺尾台宿舎につきましては、存置されている建物基礎杭の取扱いをめぐって、現物納付の協議が整わなかったことから、主務省と協議の結果、通則法第46条の2第2項に基づく売却処分を行って、譲渡収入を国庫納付することに変更することとし、現在、売却に向けた手続を行っているところでございます。

ということで、4宿舎のうち2宿舎が10月に引渡し予定、1宿舎が協議中、1宿舎は売却に変更ということでございます。

一方、本社以外の18宿舎の処分につきましては、平成21年度に、名古屋市にある東山宿舎、1宿舎の処分を行い、その後、平成22年11月に通則法の一部改正が行われ、本社以外の宿舎は、建設費に利水者からの負担金が含まれているものがあることから、主務省や関係機関と処分方法について協議して、平成24年1月に売却処分をして、譲渡収入を国庫納付及び利水者に返還することとなりました。その後、売却を行うための用地測量、境界確定作業や物件調査の事前作業、宅建業者との媒介業務を締結するなど、取り組んでまいりました。平成24年度に入り、17宿舎のうち1宿舎については、土地改良区から売却要望があり、協議を継続しているところであります。残り16宿舎につきましては、全ての入札公告を実施し、年度内に開札できた7宿舎のうち、3宿舎については、3月に契約を締結いたしました。残る4宿舎につきましては、入札不調となりましたが、そのうち2宿舎につきましては、年度内に速やかに再公告を行い、4月に契約を締結するこ

とができました。また、年度内に開札できなかつた9宿舎につきましては、5月に開札を実施し、6月までに3宿舎の契約を締結しております。

したがって、この評価項目につきましては、自己評価といたしましては、年度内の処分に至らなかつたため、C評価としておりますが、これまで、その後の処分に向けた取組によって、3月から6月までの4カ月間で8宿舎の契約を締結後、処分を完了しております。22年3月の1宿舎と、2プラス3プラス3の9宿舎の処分を完了しており、全体で18宿舎処分する必要のあるうち、9宿舎の処分を完了したところであります。

続きまして、評価項目15の予算、短期借入金、重要な財産の処分等に関する計画、剰余金の使途について説明いたします。

予算、収支計画、短期借入金、剰余金の使途につきましては、計画に基づき適正に執行できたものと考えております。

また、重要な財産の処分等に関する計画につきましては、評価項目14の、下の数字で括弧書きに書かれたものが、取得価額3,000万円以上の重要な財産と言われるものであります。ですから、本社宿舎の4宿舎は、全てそのままだぶっております。本社以外の宿舎18宿舎のうち、4宿舎が取得価額3,000万円以上の重要な施設ということになっております。結果的に、3月末では処分できておりませんが、現在までの間で、重要な財産4つのうちの3つは処分できているところであります。

最後に、評価項目16のその他業務運営に関する重要事項等について説明いたします。

第2期中期計画の積立金につきましては、国土交通大臣の承認を受けて、約509億円を国及び利水者負担軽減のための取組に活用いたしました。平成24年度におきましては、国及び利水者の今後の負担軽減を図る観点から、後年度における経常的な管理経費の縮減や、施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費の負担を抑制するため、約90億円を、また、中期目標期間においては、約320億円を活用したところでございます。

以上、簡単ではございますが、平成24年度及び第2期中期目標期間における実績の報告をさせていただきました。

【議長】 どうもありがとうございました。

ただいまの業務報告に関連した報告がございます。独立行政法人の業務実績評価に際しましては、「国民の意見を募集し考慮する」ということになっております。このため、あらかじめホームページに「平成24事業年度業務実績報告書」及び「第2期中期目標期間に係る事業報告書」を掲載しまして、7月10日から7月22日まで、意見を募集しまし

た。

結果として、意見がなかったということを報告させていただきます。

それでは、平成24年度の業務実績、第2期中期目標期間の業務実績につきまして、ご質問、あるいはご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、続きまして、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘事項等への対応状況につきまして、水資源機構から説明をお願いします。

【水資源機構】 お手元の資料3、政策評価・独立行政法人評価委員会「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」等への対応の実績について、主な点をご説明させていただきます。なお、内容につきましては、先ほど理事長からご説明しました部分と重複する部分がございますので、今申し上げたとおり、主な点に絞ってご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございますが、1つ目の丸と2つ目の丸については、該当はございません。

政独委の累次の指摘や政府方針、会計検査院等において取り組むべきとされた事項についてですが、水資源機構は、平成22年12月7日閣議決定されました独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で、個別に措置を講ずべきとされた事項等として、維持管理業務等の民間委託拡大等、及び他の事業主体に任せる業務が該当いたします。

実績といたしましては、平成23年12月に策定いたしました「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づき、愛知用水総合管理所、池田総合管理所、旧吉野川河口堰管理所の3管理所におきまして委託拡大を試行いたしました。他の事業体に任せる業務につきましては、広報資料館管理運営、管理用道路の維持管理等の一部について、移管条件などの協議を進め、0.3キロメートルの管理用道路の維持管理を移管し、600平方メートルの除草作業を削減いたしました。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。2ページ目の2、保有資産の管理・運用等の(1)の1つ目の丸の、平成24年12月14日に、行政改革担当大臣により決定された「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」についてでございますが、この実施計画では、機構が所有する約1,300戸の宿舎のうち、約430戸について、今後5年間を目途に廃止等の措置を講ずることとされております。

実績といたしましては、次年度以降の対応検討につなげるべく、対象宿舎については、

入居状況等の実態調査を行ったところでございます。なお、この約430戸には、後ほどご説明いたします項目6に該当する宿舎の一部が数カ所含まれておりまして、これについて、年度内に処分に至らなかった旨を実績に記載させていただきました。

次に、2つ目の丸の、職員宿舎の見直し実施計画で、廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎についてですが、今後、適切に見直しを行っていきたいと考えております。なお、福利厚生を目的とした施設は保有しておりません。

3つ目の丸の、政独委の累次の指摘や政府方針、会計検査院等において取り組むべきとされた事項についてですが、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」に個別に措置を講ずべきとされた事項等として、宿舎の処分及び集約化が該当いたします。

まず、宿舎の処分についてですが、整理合理化計画及び中期計画に基づき、平成24年度に処分を計画していた宿舎につきましては、諸手続きを進めたところでございますが、物件の引渡しまでの処分には至りませんでした。その後の経過につきましては、先ほど理事長からご説明申し上げたとおりでございます。

宿舎の集約化につきましては、本社宿舎の集約を図るため、平成24年9月に、本社近傍地に新宿舎を完成させるとともに、遠距離宿舎の処分に向けて、入居者の退去を年度内にほぼ完了させたところでございます。

3ページをごらんください。平成24年10月に会計検査院長から改善の処置を求められた事項についてでございますが、水資源開発施設等について、保有の必要性の検証を実施の上、不要と認められるものについては、売却等を行うとともに、必要性について不断に見直しを行う体制を整備することを求められたものでございます。

4ページをごらんください。実績といたしましては、平成24年11月に、会計検査院の指摘及びそれに対する機構の対応方針を定め、各管理者等に対して周知徹底を図るとともに、保有の必要性についての検証を円滑に進めるため、説明会を実施して、検証の対象となる資産の抽出・検討作業について周知・指導し、検証に向けた基礎資料の整理に着手いたしました。

会計検査院から不要と指摘を受けた資産については、その使用の実態等を踏まえて、地方公共団体や使用承認により使用させている者への売却等について、検討を行うとともに相手方との協議や処分に向けた事務手続を開始いたしました。

なお、今後の資産管理及び処分をさらに的確に行っていくため、平成25年度から、見直しを行う体制を強化したところでございます。

同ページの3つ目の丸の、特許等の知的財産の保有の必要性の検討状況や、その結果、整理を行うこととなった場合の取組状況等でございますが、水機構内部に設置しております「特許権等審査会」において審査を行い、組織的に管理を継続いたしました。

5ページ目をごらんください。該当いたします2つ目の丸の、実物資産の管理の効率化でございますが、平成20年度より導入いたしました固定資産管理システムを運用し、各勘定科目の現在高の把握及び減価償却計算等を合理的に実施いたしました。

6ページ目をごらんください。1つ目の丸の、知的財産につきましては、先ほどご説明申し上げましたので、割愛させていただきます。

3つ目の丸の、法人のミッション達成を阻害する課題への対応状況でございますが、安全で良質な水を安定して安く供給すること及び洪水被害の防止又は軽減を図るなど、機構のミッションの達成を阻害する課題として掲げられる大きなものとして、洪水対応、渇水対応、機構施設の破損事故対応及び機構施設上流の水質事故対応等があるほか、業務運営上の重要なリスクによる被害発生の軽減や未然防止などがあり、適切な対応を図るため、1つ目として、安定的な水供給、的確な洪水調節の実施への対応として、全ての施設についてその機能が確実に発揮できるよう、定期的な点検や整備を実施いたしました。

2つ目といたしまして、渇水時や出水時には、関係機関への適時適切な情報発信など、情報を共有化するとともに、連携しつつ対応いたしました。

3つ目といたしまして、大規模地震等不測の事態に対するリスク管理体制の整備を図るとともに、施設の安全性に係る信頼性を高めるため、耐震性能照査や備蓄資材の配備等を行うなどの対策強化を実施いたしました。

4つ目といたしまして、業務運営の適正化を図るため、コンプライアンス等の内部統制を強化いたしました。

7ページ目をごらんください。1つ目の丸の利益剰余金についてですが、平成24年度は、総利益約38億が発生しております。主な発生要因は、機構の長期借入金や水資源債の償還と割賦負担金制度における利水者負担金の償還の条件差により生ずる借換が、計画より低金利で行われたために発生したものであり、業務運営上の問題から発生したものではありません。

2つ目の丸でございます。過大な利益となっていないかについてでございますが、機構の利益剰余金は、ただいまご説明したとおりの性格のものでございまして、ここで問われるような過大な利益とは異なるものと考えております。

8ページをごらんください。5の人件費管理の(1)給与水準についてですが、本給や地域手当のカットなどの給与抑制等措置を従来から講じてきており、先ほど理事長からご説明をいたしました。対国家公務員指数は109.4となり、前年度から2.7ポイント低減いたしました。

9ページをごらんください。1つ目の総人件費については、給与抑制措置及び国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律に準じた措置を実施した結果、平成17年度と比較して、23.7%削減をしております。

次に、同ページの下段についてでございます。契約に係る規程類、体制についてですが、特に2つ目の丸の、契約事務手続については、財務業務執行調査や講習会を実施するなど、適正な執行に向けた取組を行うとともに、発注手続につきましても、審査委員会等において参加資格の条件や総合評価の評価内容を審査するなど、透明性を確保しながら実施いたしました。

10ページをごらんください。(2)の随意契約の見直し計画ですが、平成22年度に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約をせざるを得ない場合に限定して、随意契約の減少に努めました。

(3)の個々の契約についてですが、契約の競争性・透明性につきましても、入札・契約手続における公平・透明性の向上を図るため、外部有識者により構成される入札等監視委員会において、厳格な審査を行っていただきました。

同ページ下段の7、関連法人との関連についてでございますが、関連法人との間の補助、取引等の状況、当機構から関連法人への再就職状況について、ホームページで公表しております。また、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約を行った場合についても、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、ホームページで公表しております。

11ページをごらんください。8の業務改善についてでございますが、職員一人一人が日ごろの業務を見直すことはもとより、機構業務をスリム化するための取組として、「業務改善チャレンジ」運動を引き続き実施し、業務の効率化・簡素化に努めたところですが、その一環として、従来以上に充実させた「業務改善コンテスト」において、役員が業務改善への取組を評価し、優秀な業務改善に対してその功績をたたえるなどの取組を行うことにより、職員の改善意欲の向上を図りました。

最後に、同ページの下段でございます人材育成についてでございますが、個別法の業務

規定において、機構は委託に基づき研修を行うことができるものとなっており、JICAからの受託により、6件の総合水資源管理等に関する研修を実施しております。なお、これらの研修は、国際協力の一環として委託に基づき行うものであるため、左記に掲げる項目の評価には該当しないものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【議長】 どうもありがとうございました。

次に、評価委員会は監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たるということになっております。水資源機構から、監事による監査の状況についてご報告をお願いします。

【水資源機構】 それでは、平成24年度の監事監査報告についてご説明いたします。

お手元資料の1ページをごらんください。まずI、目的でございます。監事監査は、水資源機構の業務を監査し、提言を行うことにより、業務の適正な運営と適正な会計処理の確保を目的としております。

監事は、通則法に基づき、国土交通大臣により任命され、必要がある場合は、理事長又は主務大臣に意見を提出できるとされております。

監事監査の結果は理事長に通知し、意見を付すこととしており、24年度の報告については、6月27日、理事長に説明を行い、監事意見を伝えてあります。また、主務大臣に提出いたします財務諸表、決算報告書には、監事意見をつけることを求められております。

次に、II、実施内容についてご説明いたします。まず1. 財務諸表及び決算報告書の監査は、会計監査人と緊密な連携のもと実施いたしました。監査人との連携日程は、表にお示ししておりますとおりでございます。

2. 業務監査については、まず(1) 監査方針ですが、機構の第2期中期計画の目標達成に向けて、事業が適正に執行されているか、次ページにお示ししました重点監査項目を中心に監査を行っております。

1ページめくっていただき、2ページをごらんください。重点監査項目は、お示ししてあります、内部統制の取組状況以下7項目でございます。

次に、(2) 定期監査ですが、監査要綱に従い、重要な会議へ出席し、監査対象事業所からの聴取、資料の提出を求めることにより行いました。

また、新たな試みとしましては、テーマを絞った監査や、改善状況を確認するためのフォローアップ監査を実施いたしました。

次に、(3) 監査対象事業所ですが、本社をはじめとし、計 22カ所で実施いたしました。テーマ監査については、本社と愛知用水、フォローアップ監査は千葉用水でございます。具体名につきましては、11 ページ、別紙 1 にお示ししてありますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、3 ページにお進みください。Ⅲ、監査結果ですが、まず 1. 財務諸表及び決算報告書に関する監査は、5月31日に、財務部から 24 年度決算に関する説明を受け、6月19日には、会計監査人あずさ監査法人から監査結果並びに監査結果に対する意見について説明を受け、検討いたしました。

監事の意見は、以下のとおり。

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

平成 24 年度の財務諸表及び決算報告書は、適正であると認める、でございます。

なお、監事意見は、12 ページ、別紙 2 に添付してありますので、ごらんください。

次に、2. 業務監査でございますが、まず (1) 重点監査項目についてご説明いたします。

1) 内部統制の取組状況ですが、24 年度も、課題について議論がなされ、現場へのフィードバックがされております。内部統制について、組織内での意思伝達及び情報共有が行われてきており、より実効性を高めるフォローが重要であると付言いたしております。

次に、i、リスク管理の取組状況についてです。

①非常時への備えですが、洪水対応演習等が国、地方自治体と連携して行われております。また、応急復旧資機材が関東・中部・九州の 3 ブロックに配備されております。

4 ページをごらんください。北朝鮮の衛星打ち上げへの対応といたしまして、リスク管理委員会を 2 回開催し、防災態勢についての確認が行われました。

②東日本大震災被災施設の復旧につきましては、対象となる 8 施設の災害復旧工事が完了しております。

③水質事故等への対応ですが、24 年 5 月に利根川水系で発生いたしました有害物質の流出に対しては、関係機関と連携し、的確な対応がされております。12 月に武蔵水路で油漏れが発生いたしました。前年度の教訓を活かし、利水者に支障を来さない対応が行われております。

④ストックマネジメントですが、水路施設については、機能診断により施設機能保全計画が策定されました。監事といたしましては、老朽化進行のリスク情報を利水者と共有し、

施設の機能を維持するための方策、この具体化が望まれると付言しております。

⑤施設財産の保全・管理については、今後、地上権を更新する必要がある施設があることなどから、監事としましては、各事業の状況を踏まえ、施設財産の保全・管理上のリスクを把握し、適切に対応していく必要があると付言いたしました。

なお、リスク管理全般については、防災や事故対応のほかにも、あらゆる潜在リスクを想定し、その対応に日ごろから心がけていくことが重要であると考えます。

次に、ii、コンプライアンスの取組状況ですが、談合防止などに関する講習会が開催され、継続的な取組がなされております。職員向けのアンケートは継続して行われており、新たな取組といたしましては、基礎知識の習得のためのメルマガの配信を始めております。また、コンプライアンスの専門窓口を1カ所から3カ所に増やしております。

次に、5ページをごらんください。倫理委員会は2回開催され、コンプライアンスの進捗状況等についての審議が行われました。

なお、23年度の臨時監査により確認された、水利使用規則と一部異なる取水が行われていた件につきましては、変更協議が河川管理者と行われ、協議の状況については、適宜報告がされております。

監事といたしましては、機構の業務を行うには、河川法などの法令遵守はもとより、社会的規範に基づいて行動することが求められる。今後とも継続して、関係法令の周知、コンプライアンスの取組が重要であると付言いたしております。

次に、iii、文書管理の状況ですが、依然として規程に則した処理がなされていないものが散見されます。文書管理の重要性を認識し、規程の意味をよく理解し、チェックを確実にを行う必要があると付言いたしております。

次に、2) 随意契約・1者応札の見直し状況ですが、6ページ上から7行目をごらんください。随意契約に当たっての厳格なチェック、1者応札改善に向けた取組は着実に実施されております。監事といたしましては、これまでの状況とか結果を分析し、競争性とか透明性の確保に向け取り組むことが重要であると考えております。

次に、3) 保有資産の見直しですが、整理合理化計画で処分対象とされた宿舎並びに会計検査院から改善措置要求のあった施設への取組状況を監査いたしました。宿舎の処分につきましては、処分に向けた取組が行われましたが、数値目標の達成には至っておりません。監事意見といたしましては、25年度の処分対象とした宿舎については、迅速に取り組み、また、第3期中期計画の進捗管理については厳格に行う必要があると付言いたして

おります。

次に、4) 外部委託拡大の状況ですが、7ページをごらんください。24年度は、3管理所で試行され、現在、検証が行われております。25年度も対象事業所を拡大することになっております。監事といたしましては、外部委託拡大に当たっては、機構の果たすべき役割をよく見極めた上で業務を選定する必要があると考えております。

5) コスト縮減の取組状況ですが、24年度の総合コスト改善率は15.2%、事務的経費は18.3%節減し、目標を達成しております。今後も工夫をして取り組まれたいと考えます。

6) 給与水準の適正化ですが、ラスパイレス指数、総人件費とも、適正化への取組が着実に進められております。

7) 既監査での是正・改善事項ですが、20事業所、66件について、改善措置が行われていることを確認しております。

次に、8ページをごらんください。(2)以降は、事務処理に係る検討が必要と認められる事項でございます。いずれも対象事業所等で措置を行っておりますので、ここでは項目だけを読み上げさせていただきます。1) 会計手続、2) 物品管理、3) 入札契約手続。9ページをごらんください。4) 違算、それから、10ページ、5) 業務の適正な実施でございます。

なお、事務処理につきましては、対象事業所だけではなくて、本社の指導強化を含め、職員のレベルアップを図り、正確で適切な運用を行うように付言しております。

以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございました。

先ほどの政独委の指摘事項、監事監査報告、業務実績報告を含めまして、ご質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

この後、審議に入る前に、機構の役職員の方々は退席いたしますので、確認事項等ございましたら、今のうちをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ここで10分間休憩をとらせていただきます。水資源機構の役職員におかれましては、ここでご退席をお願いしたいと思います。

(水資源機構退室)

(休 憩)

【議長】 皆さんお集まりだと思っておりますので、審議に入りたいと思います。

本年度であります、例年この時期に審議してきました昨年度の年度評価に加えまして、昨年度をもって終了しました第2期中期目標期間の評価をあわせて行っていただきます。

評価に先立ちまして、新しく委員になられた方もおられますので、審議の前に改めて評価の判断基準について、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局よりご説明をさせていただきたいと思います。

お手元の参考資料1をお開きいただけませんか。その3/7をお開きいただきたいと思います。その3/7ページをごらんいただきまして、上のほうに2. 業務運営評価という欄の下に参りまして、下から5行目に、(2) 判断基準、①個別項目ごとの認定というところをごらんください。

まず、読み上げます。まず、年度評価の個別項目ごとの認定については、年度業務実績報告の各項目ごとに、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評価を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。

次のページをお開きください。SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

その際、当該年度の実績値を単に形式的にみて認定するのではなく、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を実質的に検討することとする等々となっております。

また、下のほうに、3. 総合評価というところがございます。ごらんください。真ん中より下のあたりでございます。

3. 総合評価については、算出された段階的評価の評定及び記述による業務全体に対する評価を踏まえ、総合的な評定を行う。評定は、5段階（SS、S、A、B、C）により行う等とされております。

中期評価についても、次ページ以降書かれておりますが、同様の考え方でありまして。

以上でございます。

【議長】 今ご説明いただきましたが、本年度は、先ほど申し上げましたが、24年度の事業の16項目について、それから、中期目標期間の16項目について、あわせて審議

を進めることになっております。

資料5をごらんいただきたいと思います。「個別項目事前評価一覧表」であります。

この表の中に、各項目ごとに、24年度、中期期間、それぞれの欄に色がついております。項目番号を見ていただきたいと思いますが、まず青色は、全委員の評価が完全に一致したものであります。

緑色は、1名の委員の方が異なる評点をつけているものであります。

黄色は、2名以上（実質的には2～3名でございますが）の委員が異なる評点をつけているものであります。

赤色であります。4名以上が異なる評点をつけているということで、意見が分かれていますというものであります。

本年度は、24年度と中期期間一緒にやりますので、効率的に審議をしていただくために、委員の事前の評価がまとまっている度合いに応じまして、7つのグループに分けて、まとまっているグループから順にご審議をいただきたいと考えます。

この考え方で各項目をグループごとに並び替えたのが、資料6-①でございます。「グループ別業務実績評価集計表」ということになっております。

また、24年度及び中期期間の業績に対する、各委員から事前に意見をいただいておりますが、これは資料6-②にまとめております。資料6-①と6-②を参考に、審議を始めたいと思います。

それでは、個別に審議に入りたいと思います。

まず、資料6-①をごらんいただきたいと思いますが、グループ1でございます。24年度、中期期間の項目はともに青色、委員の皆様の事前評価が完全に一致している項目でございます。項目9の「関係機関との連携、水源地域等との連携」、項目13の「コスト構造改善の推進、事業費の縮減」、項目16の「その他業務運営に関する重要事項」であります。

この3項目につきましては、24年度、中期期間ともAで委員の皆様の事前評価は一致しております。これらの3項目につきまして、ご意見のある方はお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、これは全員評価が一致しておりますので、24年度、中期期間とも、事前評価どおりAということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

次が、グループ2でございます。24年度、中期期間の項目は青色と緑色に分かれています。

まず、1名の方が他の方と異なる評点をつけているという項目であります。3項目ございます。項目7と項目10と項目11であります。このうち24年度評価につきましては、全て青ということになっておりますので、一致しております。中期目標については、少し意見が分かれているということでもあります。項目別に審議をしていきたいと思っております。

まず、項目7の「環境の保全」についてであります。24年度は、申しあげましたように、完全に一致しております。Sということになっております。このとおり、事前評価Sでございますので、これについて、Sというふうに評価をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございます。

では、24年度はSということにさせていただきたいと思っております。

続いて、この項目7の中期期間の評価であります。多くの方はSとおつけになっておりますが、Aをつけている委員の方がおられます。ご意見がございましたらお出しいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】 資料2-②の18ページにおいて特に建設副産物等の有効利用等というところで、実績値が載っております。特にこの24年度につきましては、ほとんどの項目が100%、あるいは99%、若干低めになっているところもありますけれども、それ以前の数値に比べて高いレベルにあるというふうに拝見いたしました。ということで、着実に進めておられるということ以上に評価できるということで、24年度については、Sにさせていただきます。

中期全体としては、それ以前の数値を見まして、それぞれ着実に進めておられるということには違いございませんので、Aという評価にさせていただきます。

【議長】 どうもありがとうございました。

この件に関して、ほかの委員の方からご意見があれば伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

いかがでしょうか。大多数の方がSとつけられておりますので、項目7の中期期間の評価については、Sとさせていただきますと思いますが、委員、よろしいでしょうか。

【委員】 結構でございます。

【議長】 どうもありがとうございます。

それでは、この項目7の中期評価については、Sということにさせていただきたいと思
います。

次に、項目10の「広報・広聴活動の充実」についてであります。

平成24年度の評価は完全に一致しておりますので、Aということになっております。
これについては、Aとしたいと思いますが、ご意見のある方はおられるでしょうか。

それでは、24年度は、Aということで決定をさせていただきたいと思ます。

続いて、中期期間の評価であります。多くの方はAとおつけになっておりますが、お
一方だけSの評価をされておられます。

Sをつけた委員はまだお見えになっていないですね。何かコメントが寄せられているで
しょうか。

【事務局】 事務局のほうからご報告をさせていただきたいと思ます。

委員のご意見については、広報誌、ホームページは、当初は内部向けというイメージが
強かったが、この5年間の中で内容を充実させ、一般の人にもわかりやすいものとなっ
ている。こうした努力はきちんと評価してあげる必要がある、というものでありまして、こ
れらの点を評価されまして、Sをつけられたというものでございます。

今いらっしゃいました。

【議長】 お見えになって早速なんです。先生、今早速で申しわけありません。項目
10の「広報・広聴活動の充実」という項目の評価に入っておりまして、中期評価につい
ては、Sという評価をいただいているわけなんです。今事務局からその理由について説
明がございましたが、重ねてご発言があればと思ます。

【委員】 私、この評価が始まって以来、最初のころは水資源機構については、Bとか、
ずっと非常に厳しい点をつけておりました。ところが、「水とともに」という広報誌をは
じめ、この四、五年の間にめまぐるしく読みやすいものになって、広報活動も非常に適
宜適切なプレスリリースをすとか、かなり当初は厳しく言っていましたが、これほど改
善されたという例も多分珍しいのではないかなと思って、とりわけ高い点をつけさせてい
ただきました。

以上です。

【議長】 どうもありがとうございます。

どうでしょう。ほかの委員の方で、この機構のホームページをごらんになっている委員の方、おられましたら、感想でも結構でございますので、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、大多数の方がAということでございますので、項目10の中期評価については、Aとさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

次に、項目11でございます。「内部統制の強化と説明責任の向上」についてであります。

24年度の評価は、一致しております、全ての委員の方がAということになっておりますので、これは事前評価のとおり、Aということにさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、24年度の評価につきましては、Aということにさせていただきたいと思えます。

続いて、項目11の中期評価であります。多くの方はAと評価をされておりますが、Sというご意見の委員の方が1人おられます。Sをつけられた委員についても、まだお見えになっていないんですね。ご意見をいただいておりますので、事務局から紹介をしていただきたいと思います。

【事務局】 それでは、事務局から代わってご報告をさせていただきたいと思えます。

個別の意見欄に機構の自己評価よりも高い評価をつけた委員には、資料6-②については、丸印をつけさせていただいております。

ご意見でございますけれども、本期間初頭において「倫理行動指針」を策定し、コンプライアンスに関するアンケートや講習会を全事業所で行うなど、着実、継続的に内部統制がなされた。また、入札契約についても大きな改善があった、というものでございまして、これらの点を評価してSをつけられたということでございました。

ただ、事前のご説明の際にもお話を伺いまして、最終的には皆さんの多数の意見を尊重させていただくというものでございました。

以上でございます。

【議長】 1名以外の方がAとおつけになっていて、それから、より高い評価をいただいた委員の方からも、最終的には多数意見ということでございますので、この項目11の中期評価につきましては、Aとさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございます。

続きまして、グループ3でございます。このグループの評価であります、24年度、中期評価、いずれも緑色ということになっております。1名の方だけ異なる評定をつけていただいていると。項目としましては、項目1、2、5、6、15と5項目でございます。

まず、項目1の「安定的な用水の供給、良質な用水の供給」についてであります。24年度の評価でございますが、多くの方がAという評価をされております。Bをおつけになっている委員がお一人おられますが、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。どうぞ。

【委員】 24年度に関しましては、23年度に2度の油事故が起きたことに対応されて、対策を実施されたということで、最終的には河川への流出はほぼ防止されたというように理解しております。その点は事故に対する対応がとれたと思って評価はいたしました。しかしながらやはり基本的には油を漏らさないという3つの対策のうち、一番大事なところが、連続年度で起きているということについては、やはり厳しく反省すべき点があろうかなと思います。その点を重くみて、着実というよりは、概ね着実というように評価をさせていただきました。

中間評価に関しましては、23年度に年度内に2度事故があったという点は、私は非常に問題視しております、その年度の評価はAとありますけれども、本来23年度はB程度ではなかろうかと思えます。したがって、23年度に事故が2度あったということと、年度続けて事故発生したことを受けて、やっぱり5年間総合したとしても、Bという判断をさせていただきました。

ただ、私自身は、最終的にはオイルマットであるとか、いろいろな対策をとられたという点は、高く評価しております。しかし、やはり水道用水として使われている重要な荒川ということを鑑みますと、やはりある程度厳しい判断を私はさせていただきたいということでございます。

【議長】 どうもありがとうございます。

これ、23年度に2回続けて事故が起こったときに、それでも評価はAというふうにしたんですが、これはどういう議論がありましたっけね。何か事務局から。

この委員会でも相当議論があったと。

【事務局】 はい。

【議長】 その結果、ほかのことを評価したということでしょうかね。

【事務局】 去年はですね……。

【議長】　　こういう事故はあったけれども、ほかのところが非常に高く評価をされて、全体的にAであるというような議論であったと私自身は記憶しておりますが。

　　去年の議事録ということになるかと思いますが。

【事務局】　　すいません。そうですね。

【議長】　　私の記憶では、これは確かに一昨年度2回続けて同じような事故を起こしたということは、非常にこの委員会でも問題になりました。ただ、ほかの、「安定的な用水の供給、良質な用水の供給」に、ほかのところでもいろいろ貢献をしているということを経済的に判断して、Aだというふうにしたと記憶しておりますが。後ほど詳しくご説明しますが、そういうことなんで、よろしいでしょうか。

【委員】　　きっと、24年度も安定供給のところはしっかりとされておられましたので、そういう意味においては、総合的に判断して、事故があったとしてもAという評価もできようかなと思いましたが、あえてちょっと厳しめの評価をさせていただきました。

【議長】　　ありがとうございます。

　　それでは、この項目1につきましては、大多数の方が、24年度、中期期間につきましては、Aとおつけになっておりますので、Aというふうに決定させていただきたいと思いません。

　　後ほど、その辺の。わかりました？

【事務局】　　ええ。

【議長】　　じゃ、どうぞ、ご紹介ください。

【事務局】　　昨年は、やっぱり機構起因の油流出事故が2件続けて発生したというのはマイナスの評価なんですけれども、水質改善の実証実験を実施した全てのダムでアオコ発生期間を短縮したと。それをほかの地域やほかの施設で応用できる技術を確立したということが高く評価された。それと、全ダム、水路、河口堰施設において水質管理計画が策定されて、着実に水質管理は進んでいる。そういうプラスの面もありながら、そのマイナスの面も評価しながらということになったと記憶しております。

【議長】　　どうもありがとうございます。

　　よろしいでしょうか。それでは、項目2に移りたいと思います。「洪水被害の防止又は軽減」という項目であります。

　　まず24年度の評価であります。多数意見、多くの方はSという評価でございますが、SSをおつけいただいている委員の方が1名ございます。まず、ご意見を出していただき

たいと思います。

【委員】 議長、よろしいでしょうか。

【議長】 どうぞ。

【委員】 私、SSをつけさせていただいた者なんですけれども、これは昨年の7月に発生しました九州北部豪雨に対する対応に関してです。お手元の資料で言いますと、資料2-①の6ページ、7ページに当たる部分で、先ほど機構の理事長からもご説明があった部分なんですけど、昨年7月に発生しました九州の豪雨、非常に甚大な被害をもたらされておりまして、その際に、6ページにございますように、江川ダムでは、そもそもこれ、洪水調節容量を持たないダムなんですけれども、当時あった空き容量を有効に使われて、的確にダムの放流操作を行われていると。

それから、7ページになりますが、同じ北部豪雨のときなんですけれども、大山ダム、これは試験湛水中という、ある意味、ちょうどタイミング的に幸運だったということもあろうかとは思いますが、洪水のほとんどを貯留して、大山ダムの直下流ではほとんど被害が発生していない、その一方、隣の流域の河川では非常に甚大な被害が発生しているという、こういったところから、特に私の近くで発生したということもあって、ひいき目なのかもしれませんけれども、SSとつけさせていただいたところです。

皆さんがSですので、特にこだわりのあるものではございません。

【議長】 どうもありがとうございます。

年度評価と中期期間の評価は別々にやっていくということなんですけど、中期期間のほうを見ていただきますと、これもSSをおつけになった委員の方がおられます。多分、同じような理由ではないかと思いますが、あわせてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ないでしょうか。

SSというのは、どういう文言でしたっけ。「特筆すべき」というのがついていたんですよね。

【事務局】 そうです。

【議長】 で、めったにつけるものではないという、前にいろいろコメントが来ましたよね。

【事務局】 先ほどの、もう一度、参考資料1の4/7ページをごらんいただきたいと思います。SSは、そこの四角囲みのところで、「中期目標の達成に向けて特筆すべき優

れた実施状況にあると認められる」というもので、その2ポツ目の丸の2行目の後段からですけれども、「特に、SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする」とありまして、特筆すべきことを述べていくということになっております。

【議長】 はい。

いかがでしょうか。まず昨年度の評価にいきたいと思いますが、ご意見がございますでしょうか。

それでは、これ、SSと評価していただいたのは非常にありがたいと思いますが、大多数の意見がSということなので、24年度の評価については、Sということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございます。

続きまして、中期期間であります。SSがお一方ございますが、これも大多数のご意見はSでございますので、中期期間の評価としては、Sということにさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

次の項目、項目5でございます。「計画的で的確な施設の整備(ダム)」であります。

24年度の評価を見ていただきますと、多くの方はSをおつけになっておりますが、Aをつけられている委員がお一方ございます。この委員の方、ご出席でしょうか。

【委員】 はい。

【議長】 どうぞ、お願いします。

【委員】 私がAにした理由というのは、大山ダムが、当初の計画に比べて試験湛水が繰り上げられたと。それで、その結果、先ほど九州北部豪雨でその成果を発揮したというふうに書かれているわけですが、この九州北部豪雨については、これはむしろ評価2の対象になると思うんですね。それを勘案すると、この評価項目5のところで、あえて「優れた実施状況にあると認められる」内容というのは、何があるのかというのが十分でしなかつたと。むしろ、3年間続けてAできているわけですね。着実な進捗状況。だから、大山ダムの完成を除けば、まさに着実な実施状況ではなかつたのかというふうに考えまして、Aにしました。

【議長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ただいまのご意見でございますが、ほかにご意見がございますでしょうか。

【委員】 ただ、皆さんがSであれば、別にそれほど拘泥はしませんが。

【議長】 項目2とだぶっているということですよ。

【委員】 そうですね。だから、要するに、優れた実施状況というのは何かというのが十分に示されたかどうかという点での疑問があったということですね。

【議長】 事務局から何かございますかね。

確かに、ご指摘のように、過去4年間ですか、ワンランク上がるとということですから、それなりの理由ということが必要だというご意見だと思いますが。どうでしょう、ご意見。

中期評価のほうは、大体の方がAになっているんですが。どうぞ、お願いします。

【委員】 私としては、だぶって見てはいません。今回は、事業費の削減や、工期の面などがかなり高く評価できると考えて、Sとさせてもらいました。

【議長】 なるほど。事業費の削減ということに評価の主要な代表で、こういう評価になったというご意見だと思いますが。

いかがでしょうか。ほかにご意見がございますでしょうか。

【委員】 その件で言えば、事業費の削減というのは、むしろ中期的なトレンドで見るべきであって、この24年度に一気に事業費が削減されたわけではないと思います。

【議長】 どうぞ。

【委員】 しかし、いずれかの段階で見なければならぬですね。

【委員】 だから、それはむしろ中期計画全体で見るべきだと思います。

【委員】 そのとおりですが、中期計画全体の中での取り組みについて、成果があらわれたのだと思います。今まで取り組んできた中で、24年度にそういった成果があらわれたという記述があったので、私はSにしました。

【議長】 いかがでしょうか。その最終的な数字の結果が出たのは24年度だというご意見だと思いますが。

どうでしょう。事前評価で大多数の方がSとおつけになったということもございますので、この24年度の評価につきましては、Sとさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、Sとさせていただきたいと思います。

同じく、項目5の中期期間であります、多くの方がAとおつけになっておりますが、

Sと評価をいただいた方がお一人おられます。ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この委員は。

【委員】 多分、これは私だと思います。

【議長】 どうぞ、お願いします。

【委員】 5年間、それぞれ毎年のおきも、多分、私はSといいながら、Aにおさまっていたということだろうと思います。もう一度全体を見渡してみると、Sをつけてもいいのかなと思いつながら、皆さんAですので、特にこだわりませんので、大勢に従いたいと思います。

【議長】 そうですか。どうもありがとうございます。

過去4年間の評価を見ると、Aという評価がほぼ妥当なのではないかと思いますが。

それでは、この項目5の中期期間の評価であります。Aとさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

次の項目は、項目6でございます。「計画的で的確な施設の整備（水路）」であります。これにつきましては、多くの方がAをおつけになっておりますが、Sをおつけになった委員の方がおられます。ご意見をいただきたいと思えます。

【委員】 これも、私、Sをつけました。理由は、先ほどの前段のダムとは違って、水路の場合、個人的なあれなんですけれども、ほぼこの期間内に、愛知県の豊川用水沿い、あるいは、豊橋から渥美半島の田原市の伊良湖の先まで、ずっとこの用水の改良工事の現場を何度も見てきました。水機構の事業というのはなかなかエンドユーザーと結びつかないんですけど、実は私、この地域の農家の皆さんとか、それから、トヨタとか、そういう立地企業の製造業の方々ともいろいろお話をしていく中で、非常にこの改築事業がスピーディに行われているということに対する、エンドユーザーの皆さんが非常に好感を持っている、受けとめているという話をいつも行くたびに聞かされ、本当に私はお世辞を言う必要がないので、素直に喜んでおられます。そういう姿を見ているだけに、地味な事業ではありますけれども、少し高く評価してよろしいのかなというふうに思った次第でございます。

【議長】 どうもありがとうございます。

委員は、例えば、前々年度に比べて、前々年度はAという評価を我々はしてきたわけで

ですが、やっぱりそれとはまた一段上の評価をすべきだというふうにお考えになったということですね。そういうことでよろしいですか。

【委員】 はい。前々年度からまた1年たつと、それだけでき上がった延長が長くなりますので、その沿川の受益者の方々の歓迎とか喜びの総量も増えているのかなと思って、Sにしました。

【議長】 どうもありがとうございます。

ほかに、この件について、ご意見いかがでしょうか。

これにつきましても、多くの方がAとおつけになっておりますので、この委員会としてはAという評価にさせていただきたいと思いますが、委員、よろしいでしょうか。

【委員】 結構でございます。

【議長】 それでは、平成24年度の項目6の評価につきましても、Aとさせていただきたいと思います。

中期期間の評価であります。これも委員はSをおつけいただいたわけですが、これも。

【委員】 同じで結構です。

【議長】 じゃ、どうぞ、ご発言を。

【委員】 同じことですので、皆さんと一緒に結構でございます。

【議長】 どうもありがとうございます。

それでは、この中期評価につきましても、項目6、Aとさせていただきたいと思います。

次の項目は、項目15であります。「予算、収支計画及び資金計画など財務内容の改善に関する事項」であります。

これは、まず24年度の評価を見ていただきますと、お一方を除きましてAという意見でございますが、Bをおつけになっている委員がお一方ございます。ご意見をお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

【委員】 私、Bをつけさせていただきました。14の保有資産の見直しの項目において、既に自己評価Cで、私自身もCをつけましたので、そちらで評価は済んでいるというように判断することもできようかなと思ったんですが、15の項目の中には、予算、資金計画、短期借入金の限度額だけではなくて、重要な財産処分等に関する計画ということで、処分自体ではなくて、処分する計画方針自体に若干無理があった結果として、項目14が実施されていないというようにも判断できました。したがって結果として、最終年度に全て終わるという計画を途中で見直すなり、そういう対応をされないまま24年度を迎えら

れて、結果として処分できなかつたという点は、やはり計画としても不備があつたように判断させていただきました。

【議長】 どうもありがとうございます。

この点、いかがでしょうか。後で項目の保有資産の問題が出てまいります。そのときにまたご意見をいただきたいと思いますが、ここでも関連した事項になります。これにつきましてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員のご意見は、計画そのものが非常に不十分だつたというご意見で、確かに、これ、計画ということが入っておりますので、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 プラスのときも、1つすばらしいことがあつても、2カ所で評価しないということがありますので、確かに委員のおっしゃるとおり、計画に対しても当然関係してくるところかと思ひますが、どちらかで評価ということによろしいのではないかなと個人的には思ひます。

【議長】 ほかに、いかがでしょう。

最後の保有資産の処分については、かなり厳しい意見がいろいろ出てくるだらうとは思ひますが、前にもこういうことがございまして、マイナスのいろいろ事項があるわけなんです、それはだぶつてはカウントしないというようなことを前に議論したことがございまして、そういうふうはこの委員会でもやってきたと思ひます。

計画と実施ということになりますね。計画も悪かつた、実施もさへなかつたというようなことで、両方ということになります。いかがでしょうか。

【委員】 今回の評価自身は、最終的に機構さんにとって、次どう改善すればいいかということにとってプラスに働くような評価であれば十分です。そういう意味においては、項目14でしっかりと評価しておいた上で、さらに項目15で厳しい判断をするかどうかはどちらでも良いかと思ひます。結果として改善に向けた評価として、項目14だけということでも十分私自身は賛同できます。

【議長】 わかりました。

それでは、一番最後の項目になっていくんですが、14の項目の評価のときに、どういう評価になるか、これからご審議いただきますが、その審議結果に対して、十分なこの委員会としての意見をつけるということにさせていただきますと思ひます。

この項目15につきましては、これも大方の方がAということでございまして、24年度の評価、それから、中期期間の評価、ともにAだというふうにさせていただきます

思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございます。

次が、第4のグループであります。第4のグループは、項目3でございます。24年度が黄色になっております。それから、中期評価が青ということになっておりますが。

まず項目3であります、「施設機能の維持保全等」ということであります。24年度の評価を拝見しますと、大多数の方はAということですが、2名の方がSをつけられておられます。この項目につきましてご意見のある方はお願いしたいと思いますが、まずSをつけられたという委員の方、ご意見があればお出しいただきたいと思いますが、どうぞ、よろしくをお願いします。

【委員】 私はSをつけましたけれども、水機構のミッションというのは、安定的な水の供給と洪水調節ということになると思うんですけども、そういう意味で、ストックマネジメント、いわゆるアセットマネジメントといいますか、状態監視、あるいは状態監視をすることによる予防保全、そういうことに万全を期すことが、全てのミッションを達成する基本になると思います。そういう面で、ストックマネジメント、あるいは施設の機能保全計画というものがきちとなされているという上で、水の安定供給と洪水調節、先ほどから出ている、その成果があらわれたと思います。そういう面で、優れた成果があったということで、Sをつけました。

それで、中期もついでにあれですけども、中期については、さらにデータ、あるいは技術的なデータベースを充実する、これによって、技術データベースをほかへ展開していくということで、世の中に広く広めてもらいたい。そういうことも込めて、中期についてはAということにしております。

今年度については、そういう面でSですけども、多数意見に従うということで結構です。

【議長】 どうもありがとうございます。

24年度の評価についてSをつけられた委員の方がもうお一方おられますが、まだお見えになってないですね。事務局のほうに意見が寄せられておれば、ご紹介いただきたいと思っております。

【事務局】 それでは、かわりまして事務局からご報告をさせていただきたいと思いません。

もうお一方、項目3でSをつけられておられるのは、委員でございますけれども、ご意見は、保全計画の策定、省力化、災害復旧工事について、順調に進めるとともに、耐震性能の向上については、予定を上回る整備率を達成したというものでございまして、これらの点を評価してSをつけられたということでございます。

ただ、最終的には皆さんのご意見を尊重させていただくというものでございました。

以上です。

【議長】 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。この点について、ご意見があればお出しいただきたいと思います。

どうでしょうか。Sをつけられたお二人の委員からご発言がございまして、Sをつけていただいて大変ありがたいと思いますけれども、ほかの委員の意見を尊重するといえますか、そういうご発言もございました。

ということで、24年度の評価につきましては、Aとさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

中期評価につきましては、全ての方がAということでございますので、Aとさせていただきたいと思います。

次が、グループ5でございます。2項目ございますが、項目8は、「技術力の維持・向上と技術支援」ということになります。失礼しました。項目8だけです。申しわけありません。

24年度につきましては、お二方がAをおつけになっておりまして、そのほかの委員の方はSをつけられております。まずAをつけられた委員の方からご発言があればと思いますが、お願いしたいと思います。

【委員】 「技術力の維持・向上と技術支援」全体としては、非常に高く評価したいと思っておりましたけれども、④の国際協力の推進というところで、2011年のタイで発生した洪水被害に対して、水資源機構が頭になって、そういった技術支援をするというようなプロポーザルを出す機会がございました。私自身は、国際的にも見て、日本における洪水防止だとか、あるいは治水対策という技術は非常に高いものであると理解しております。實際上、提案も立派なものであったと思いますけれども、最終的には、韓国であるとか、ほかの国が最終的には落札されてしまったということで、そういった形では国の実力を発揮することができなかったという点は、非常に私自身は残念だと思っています。

言いかえると、過剰に水資源機構に期待を持ちすぎた結果として、厳しく判断したという見方もできますけれども、やはりこういった国際的な観点というものは今後重要性を増していると思われましたので、改めてSとするよりは、Aということで評価をさせていただきました。

私、意見の中にも書かせていただきましたけれども、これは単純に機構だけの問題ではないということを付記して意見を書かせていただきました。ある意味、Sという評価でもよかったんですけれども、ぜひこういったところに力を入れていただきたいという意味も込めて、Aという評価を記入させていただきました。

【議長】 どうもありがとうございます。

もうお一方、どうぞ。

【委員】 私は中期をSとさせていただいたわけです。ベースにありますのは、着実な実施状況にあるということございまして、特にSとした着目点は、例えば、土木学会技術賞とかを、この中期では5年間の間に2つ取られておられると。さらに、論文の発表等も非常に多く対外的にいろんなところで発表されて、評価を受けておられる。さらには、この5年間の国際業務に係る人材の育成という中で表現がございまして、タイの洪水に対しての協力というところ、こういうところに着目して、中期全体としてはSとさせていただきました。

24年度の単年度につきましては、着実にやっておられるということもう間違いないことで、その全体、5年間で着目したことのようなものは、特筆すべきものとしてはなさそうに見ましたものですから、着実に実施されておるといふような評価をさせていただいて、Aにいたしました。

以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございます。

タイの洪水への対応がちょっと問題になっておりますが、どうでしょうかね。機構から、重ねてこの点について、どういう対応をとったのかということの説明をしていただきたいと思いますかね。それでご判断をいただくと。

【事務局】 では、これから呼びますので、しばらくお待ちいただけますでしょうか。

【委員】 要は、Sというのは、優れた実施状況にあるという評価に対して、Aというのは着実な実施状況にあるという表現において、どちらかを選ぶかということ、全体、5年間を通じたものとしてSということもあつたのかもわかりませんが、やはり先ほど

申し上げたように、国際的なところという点は、私自身は今後期待したいというところもあって、Aと厳しめの、SではなくてAというような形で評価させていただきました。

【議長】 我々の評価は、このAとかSとかをつけるだけではなくて、それぞれの項目について、委員会としての意見、それから、今後機構に期待すべき事項、そういうようなことをまとめて報告書をまとめますが、そういうところには十分ご意見を書き込めると思いますが。

【委員】 はい。

【委員】 入札では、どのくらいの価格差があったのでしょうか。

【司会】 すみません。同じフロアの反対側のほうにいるものですから。

【議長】 ああ。じゃ、これは……。

【委員】 待っている間に、このことに意見がありますので。

【議長】 どうぞ。

【委員】 私は両方ともSにしているのですが、基本的な機構の業務に対して、この国際的な話、あるいは技術力というのは、やはり先程先生がおっしゃるように、日本が誇りにすべきものだと思いますし、今改めて資料を見ているんですが、研修でたくさんアジアからの方も受け入れておりますし、それから、NARBOのネットワークを非常に着実につくっていらっしゃると思いますので、私はこれは、タイに関しては知りたいと思いますが、タイの入札ということで全体がAになるというのは、私はそうではなくて、この間の着実な意味のほうを評価すべきだというのが私の意見です。タイに関しては、これから伺えると思います。

(水資源機構入室)

【議長】 よろしいですか。お見えになった……。

【事務局】 よろしいでしょうか。水資源機構から、先ほどの項目について、もう少しその実績についてご報告をさせていただきたいと思えます。

全体の項目8についての24年度の特筆すべき実績を中心として、また、タイの国際コンペにおいて、取れなかったことについて、エールは送られているんですけども、その辺について、なぜ取れなかったのか、今後の見通しとか、そういった具体的な考え方があればお話しただけたらと思えます。

【議長】 よろしいですか。それでは。

【水資源機構】 私のほうからご説明いたします。

まず、タイコンペのお話です。昨年、これは2011年の洪水対応ということで、抜本的な洪水対応をやりたいというようなことで、国際コンペが出されました。それは昨年の6、7月あたりから国際コンペということで出たわけですが、これについては、治水対策のマスタープランから、あるいは維持管理に至るまで、非常に広範な内容でございました。日本としても、基本的にはオールジャパンで対応しようということがございまして、コンソーシアムという形態をとっております。これは日本の主なゼネコン8社、それからコンサル9社、それからタイのローカルのゼネコンと我が機構が入ったということです。水資源機構は、他組織がゼネコン、コンサルの集合体ですので、施設管理者からの設計の提案、こういったことを期待されて、特に民間の各社から要請を受けて入ったというような経緯を持っています。

先ほども言いましたように、非常に広範な内容でございまして、例えば、ダムをつくる、放水路をつくる、あるいは河川の改修をする、あるいは予警報システムをつくる、こういう全部で10個のモジュール単位での概念設計の提案というようなことでもございました。

昨年末にプレゼンと幾つかのヒアリングをやりまして、結果、全体、その当時は8つのグループが競争相手として残っていましたが、2月段階で、それが3つに絞られた。いわゆる契約におけるショートリストの位置に日本コンソーシアムが残ったと、そんな経緯でございます。

主な競争相手は、中国、これはどちらかという、以前水利水電部といった発電のグループですね。中国のことですので、国家の会社と申しますか、公営企業体みたいなものが入っております。それから、韓国、これはKウォーターという、当時水資源開発公団と同等の組織、同様な目的を持った組織、それが今Kウォーターとなっておりますが、それが入ったと。もう1者が、私ども日本コンソーシアムという形でございます。あと、タイのローカルなんかもございましたけれども。

それまでは、概念設計の提案ということでございまして、今度は3月に、中国、韓国、日本はそれぞれ概念設計の提案が違いますので、それらを統合する形で、3月段階で新しいTOR、これは事業要領と申しますか、こういう中身で、今度は入札行為をなさいたいというようなことになりました。その付帯条件として、これは通常あまり国際関連ではありませんけれども、例えば、環境アセスメントを施工業者みずからやれと、あるいは、用地買収を施工業者みずからやれというような項目が入ってきたこと。それから、全体8,000億ぐらいの事業規模でございましたが、これを5年以内にやれと。先ほどのアセス

も含めてやれということ。それから、延滞金も1日0.05%ですので、8,000億円の0.05%というと、1日工事が遅れば4億円になると。さらには、入札時に5%のビッドボンドを納めろ。これは入札の保証金みたいなものです。5%と言いますと、8,000億円の5%ですから、400億円に当たります。そういったこともございまして、日本コンソーシアムとしては、それを辞退したというようなことになっておりまして、これが4月の中旬段階でございます。

3者残ったと言いましたけれども、残る中国、韓国については、現在、タイ政府と契約交渉をしているということでございますが、先ほどの用地買収、環境アセスメント、これについては、タイ国内でも行政差止訴訟が起こりまして、結果、住民に十分説明しろ、それから、アセスメントは政府側が十分関与して行えというような判決が出まして、今現在、タイ国政府においてアセスメント、それから、数万人規模の住民に対する説明会、こういったものを行っているというようなことございまして、最終的なショートリストの中から1者選んだわけですが、最終的な結論については、まだおりていないという経過をたどっております。

先ほど申しましたように、日本の場合は、ジョイントベンチャーという形ではなくて、コンソーシアムという形態をとりました。先ほどの中国だとか韓国、韓国はKウォーター1社ですが、中国についても、ジョイントベンチャーという形をとっておられましたが、日本はそれをとらなかったということで、我が機構も、ジョイントベンチャーであれば、今の法制度の中ではなかなか入りにくかったわけですが、コンソーシアムという形でございますので、機構も入ったというような経緯をたどっております。

先ほど言いましたように、唯一の施設管理者でありますし、機構は、事業の事業管理をする者、例えば、事業の発掘からその工程管理等々までやる実施主体でございますので、そういった趣旨から、先ほどの概念設計などについては、維持管理の手法、ライフサイクルコスト等々、あるいは、事業を設定する際のアロケーション、こういったことで、先ほどの概念設計の中では貢献できたかなというふうに思っております。

今現在、国交省さんのほうも、このタイ国際コンペの教訓ということで、なぜ日本がそういう契約方式に対応できなかったかというようなことで、今度その受け皿ですね。今後タイのみではなくて、ミャンマーだとか、そういったところで同じようなことがあると思いますので、その受け皿づくり、それは国も、民間も、あるいは機構みたいなところも入れて、そういう受け皿づくりをやっていこうではないかというようなことで、今検討が

進められている、こういう状況でございます。

あと、国際協力については、特に私どもがやっておりますNARBO、これは各国における流域河川機関、これはRBOと称していますが、これのアジア版で、ネットワークを組んでおります。今現在、詳しい数字はこの資料に書いてありますが、17カ国79機関ほどが入ってございまして、それは機構みたいな組織の集合体と考えていただければ結構ですが、その間で、特に総合水資源管理、IWRMと称していますが、その情報交流、あるいは人材育成、こういったことをやっているということでもあります。

私どもの自己評価ではSとしているわけですが、実は機構が海外展開をするということに対して、民間の業者さん、特にコンサルタントさんたちは、ある種アレルギーが以前ございました。公団時代ですが、公団がそういう仕事に入っていくと、仕事を取られるみたいなアレルギーがあったわけですが、今回の国際コンペに対しては、むしろ業者さんのほうから、機構に入っていただきたいというような要請を受けて入っていった、そういう活動をしたというようなことだろうと思います。

以上でよろしいでしょうか。

【議長】 どうもありがとうございました。

ご意見をお願いしたいと思います。

【委員】 今十分にご説明いただきまして、全体として優れた成果を上げておられると、判断できると思いますので、評価を変えさせていただきたいと思います。

【議長】 どうもありがとうございます。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、ご退席いただいて。

(水資源機構退室)

【議長】 それでは、項目8の「技術力の維持・向上と技術支援」でございますが、平成24年度、それから、中期期間、ともにSという評価をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございます。

ちょっと時間が遅れているみたいなので、少し。

次は、グループ6でございます。これは項目4でございまして、「リスクへの的確な対応」ということになっております。

まず24年度の評価につきましては、少し意見が分かれておりますが、多くの方はSをおつけになっている。SSをおつけになっている委員、それから、Aをおつけになっている委員が1名ずつおられます。まず、SSをおつけになった委員、この方は。

【委員】 私ですが、よろしいでしょうか。

【議長】 どうぞ。

【委員】 これは、昨年利根川水系で発生しましたヘキサメチレンテトラミンの水質事故への対応に対して、SSというふうにつけさせていただいているところです。非常に大規模な水質事故だったようですので、関係機関との連絡調整等も結構大変だったろうと思われの中で、取水の緊急停止でありますとか、あと、フラッシングのための緊急放流でありますとか、こういったことを的確にやられて、被害を最小限に食い止められているところから、実は、正直申して、特筆すべきかどうかというところは、言葉として、SSとすべきかSとすべきか非常に迷ったところなんです。そういった理由から、非常に大規模で、関係機関との連絡調整が大変であろう中で的確にやられたということで、SSとさせていただいたということですが、私一人SSですので、あまりこだわるものではないと思います。

以上です。

【議長】 どうもありがとうございます。

Aをつけられた委員の方からご発言をいただきたいと思います。

【委員】 私ですけれども、今ご指摘のように、洪水対策であるとか、水質事故に対しては、非常に的確に対応されたということは、優れているというように判断しておりました。また、平成23年度の東日本大震災を受けて、関東地域等に関しては、エクストリームイベントに対する対応という記述がしっかりなされておりました。しかしながら、必ずしも南海・東南海トラフの地震に関して、そういった影響についてどう対応するのかという点が、残念ながら、報告書には私は見受けることができませんでした。やはり今回の大震災の経験を踏まえて、しっかりとしたリスク管理の体制について、特に、普段のリスク管理ではない、極低頻度のリスク管理についての検討が行われていないというのは、私は非常に大きな課題かなと思ひまして、Aと評価させていただきました。また、長期的に見ても5年間を通じた評価については、さらに厳しくすべきではなかろうかということで、Bということをつけさせていただきました。

【議長】 どうもありがとうございます。

ただいまご指摘の南海トラフ側の地震については、これから国がおそらく動いていくんだらうと思いますが、その中で水資源機構も十分な対策を講じていていただきたいとは思いますが、報告書の中に、将来に向かって、次の中期目標に向かって、そういうことを十分にこちらから意見を出すということはできると思っていますので。

【委員】 はい。実質的にそちらのほうが妥当であれば、そのように対処していただきたいと思えます。

【議長】 中期について、Sをおつけになっている委員がお一人おられますが、ご意見、どなたでしょうかね。おられますかね。中期期間について、リスクへの対応。大方の方はA……。

【委員】 私でした。

【議長】 どうぞ。

【委員】 すみません、私でした。

やはり去年、おととしと、おととしはSですかね。で、Aと。今回Sの評価ということで、中期期間評価としては、この5年間のうちの特に直近2つがSの評価を得ているということと、この5年間には非常に大きい地震への対応ということがありましたので、これはAというよりは、この5年間に関してはSの評価が妥当だということがありまして、Sとつけさせていただきましたけれども、ほかの先生たちのご意見も尊重させていただきたいと思えます。

【議長】 どうもありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、この項目4の「リスクへの対応」でございますが、24年度の評価については、大方の方がSをおつけになっておりますので、Sとさせていただきますと思います。

それから、中期期間の評価につきましては、これも、BとSの意見が出ましたけれども、大方の方がAということでございますので、評価としてはAとさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございます。

次の第7グループになります。2項目ございます。

最初の項目であります。項目12でございまして、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」でございます。

まず24年度の評価ですと、これも少し意見が分かれております。大多数の方はAをおつけになっている。お一方がB、それから、Sをつけられた委員がお一方おられます。まず、Bの評価をされましたご意見をいただきたいと思えます。

【委員】 中期もあわせてBという評価をさせていただきました。概ね着実な実施状況にあるという評価でありますけれども。

まず現在、水道の需要は右肩下がりの傾向で、大変経営的に厳しい状況が全国で広がりつつあります。その中で水道施設の老朽化対策を進めていくために、管理費の節減というところは、各水道の事業を行っておられる経営者は、大変厳しいやりくりをしておられ、なかには人件費にも切り込んでいるというところがかなり出ておるように思えます。

この12の項目は、機動的な組織運営、あるいは効率的な業務運営ということでは、大変努力をされておるといふふうに評価をするわけです。あるいは、総人件費についても、先ほど理事長の説明の中にもございましたように、相当な削減ということはこの5年間進めてこられたことについても評価をするところであります。そういう中で、この評価に当たっての視点といいますか、効率化、質の向上の実現等を求める国民一般の視点ということも総合的に、評価していく上で勘案すべきということもございます。また、受益者の視点ということもございます。ということで、今日の資料の参考資料8にも、検証の結果をまとめたものを配付していただいておりますけれども、ここに書いております内容を見ましても、ラスパイレス指数が24年度において109点何がしというレベル、あるいは、管理職の割合も27.3%という、水道事業を営む者の視点で見ますと、やはり少し高めになっておるのではないかとこのふうに見たところでございます。

この参考資料8の中でも、今後、平成30年度までに国家公務員の水準に合わせるように努めるというふうな表現もございます。それはそれで計画的に進めるという意味のあらわれであろうと思えますけれども、国民の目線からすれば、109という数字を、できればもう少し早い段階で100に近づけるという努力も要るのではないかと、そういう視点があるのではないかとこのふうな思いがございます。ほかの項目についての努力、あるいは成果というのは高く評価をいたしておるわけですが、この1点についてのみ、若干そういうユーザーと国民の目から見ますとどうかなということで、結果として、概ねということで、厳しい評価とさせていただいたところです。

ただ、皆様の評価結果を見たところ、かなり努力をされた結果を高く評価されているということもありますので、一石を投じるといいますか、こういうような意見を持つておる

委員もおったという程度で、評価結果を私の意見でもって左右させるというようなつもりは毛頭ございませんので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございます。

逆にSをおつけになった委員。

【委員】 項目12について、24年度と中期期間の評価、あわせてSとしました。

機動的な組織運営と効率的な業務運営、さらに、事務経費、総人件費、おしなべて、中期計画全体の目標を達成した。特に事務経費と総人件費については超過達成しているということで、最終年度の24年度がかなり踏ん張った結果、トータル、中期計画、中期期間中の目標が達成できたのではないかということで、あわせてSとしましたけれども、単年度、24年度については、別にSには拘泥しません。

【議長】 どうもありがとうございます。

中期期間の評価もあわせてご意見をいただきたいと思いますが、大方の方はSということなのですが、Aをおつけになっている委員の方が3名おられますが、ご発言いただきたいと思います。

【委員】 それでは。私はAという評価をさせていただきましたのは、人件費の削減だとか、あるいは、機動的な組織運営で一元化される努力というのは見受けられたんですけども、一方で、外部委託については優れているとは言えないと判断しました。

外部委託に関して、中期計画としては、外部委託を100%とするという記述がございました。さらに、23年度の12月に、独立行政法人で見直しをして、積極的にいわゆる第三者委託等のことを進めなさいということを受けて、やっとなら機構では試行されているというレベルを考えると、もともとその以前から民間活用のことを積極的に進めるべき状態であって、若干出遅れているように私は読み込みました。言いかえると、自分たちがやらなくてはいけない業務というものをまず決めて、それ以外は業務運営を民間に委ねるという判断基準において、民間委託できそうな業務が機構側で実施されている状況のままとなりやすく、やはり外部委託が推進されていないのではないかというような懸念を私は感じました。もちろん外部委託を進めておられることはわかりますが、優れているというよりは、着実に進められておられるというように評価させていただきました。

【議長】 ほかに、ご意見どうでしょうか。どうぞ。

【委員】 21年、22年がSで、直近の23、24が、年度では——まだ24年は決

まっておりますが、皆さんがAという評価だと思います。それで、やはり外部委託の問題が出てきたので、23のSからAになったという経緯があると思いますので。やはりSというのは優れた実施状況ということですので、直近ものがAであるならば、やはりSというのは少し過大評価であるというふうに判断いたしまして、着実というAというものを選択させていただきました。

【議長】 はい。もうお一方、ご意見をいただければ。

【委員】 報告書の中では、私も非常に優れた実施状況にあると認められると思いましたが、ただ、ほかの機構様も優れた実施状況の数値を出していらっしゃって、そういう中でいくと、着実な実施状況と言えるのかなということがありまして、Aとさせていただきます。

ただ、機構の中だけで見れば、当然、ラスパイレスの指数を下げるとか、非常に大変なことかと思しますので、優れた実施状況にあるとは認められると思います。

【議長】 それでは、この評価ですが、24年度と中期期間の評価をちょっと分けて決めていきたいと思いますが、まず24年度でございます。委員のほうからご指摘がありました人件費の問題、それから、外部委託の問題。

ということなんです、それなりに目標を掲げて達成をしてきたということだろうと思いますが、評価の報告書を書くときに、今後に向けて、人件費の更なる削減、それと外部委託の問題、こういうものを十分に書き込むということで、24年度については、Aという評価でいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

【委員】 結構でございます。

【議長】 皆さん、どうでしょうか。24年度について。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 それでは、この項目12の24年度については、Aとさせていただきますと思います。

中期期間であります、直近にAが続いてきているわけですが、そういうことを考えると、Sというのは少しいかなものかというようなご意見が出ましたが、4年間を見ますと、Sが2回ついているわけですね。この辺はどうでしょうか。ご意見をお出しいただきたいと思いますが、中期について、Sとすべきか、Aとすべきかということになりますが、どうぞ。

【委員】 同じように、先ほど決着がつけました第2グループのところの9番の「内部

統制の強化と説明責任の向上」というので、やはり直近の23、24がAということで、中間評価というのはAにしております。ですから、同じように、今回も直近がA、それで、21、22がSということであれば、特段の、やはり特別の理由があるということをごをここで皆さんに言っていただかないと、何ゆえ9の内部統制の話で、私どもはAという、それで合意したわけですがけれども。私は、特別に何か優れたことがあるということをご、ここでもう一回確認しない限り、Sというのはちょっと納得できないというのが意見でございます。

【議長】 はい。どうぞ。

【委員】 先ほどの発言の際に少し足りない部分がありましたので、ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど水資源機構の理事から、資料3に基づいた説明がございました。これは非常に細かい話がたくさんありましたけれども、この中で私が注目したのは、平成22年12月7日の閣議決定のことで、個別に措置を講ずべきとされた事項というのが、この中に2つほどございます。

【議長】 何ページになりますか。

【委員】 まず資料3の1/12の欄外に3と書いてある。これは、閣議決定で個別に措置すべきとされた事項の説明が述べられておるわけです。それから、その次のページ、2/12につきましても、事業の見直しの基本方針、閣議決定で個別に措置すべきとされた事項ということで、説明があるわけですね。

実は、この閣議決定の中で、幾つか指摘がございました。その中の人件費、管理運営の適正化というところでは、公務員の給与改定に関する取扱いについて、これは平成22年11月1日閣議決定に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として、厳しく見直す。人件費を厳しく見直すというのが、この閣議決定の内容でございました。これは平成22年ですから、中期期間の途中の時期にこういう基本方針というのが出されておるわけで、先ほど資料3の幾つかのところでは、その指示を受けて対処されておられるにもかかわらず、この件に関しては、全体としての計画がそれぞれ別のところにもありということもあったのかどうか分かりませんが、大きな変更を加えるということがないというのも、実はこの辺のことを軽く考えておられたのかなという思いを持った次第であります。中期の途中で国の閣議決定という重い決定がなされたものに対するアクションとしては、少し十分ではなかったのかなという疑問を持った次第であります。

以上です。

【議長】 どうもありがとうございます。

Sという評価の委員の方からもご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今のことに関して、政府の方針が中期の中間で出たということに対しての対応が不十分ではなかったのかということに関しては、事務局のほうから何か答えられますか。

【事務局】 参考資料8です。

【議長】 参考資料8の幾つですか。参考資料ね。

【事務局】 参考資料8になりまして、これが人件費の削減について、毎年こういういろんな項目、いろんな視点でチェックをされているところをごさいますて、閣議決定を踏まえて、総務省のほうで一定の様式で、水資源機構のみならず、全独立行政法人について、給与削減の努力、これまでの取組、今後の方向性というものを取りまとめて、毎年この時期に公表しているという資料となっております。

これを見ますと、7ページ目にありますとおり、7ページ目の⑤ですけれども、対国家公務員の指数は109.4、ほかの独立行政法人から見ても102.5という数字にはなってきています。

ということと、繰り返しにはなってしまうんですけれども、その10ページをお開きいただきたいんですけれども、機構の特性として、ダムの管理所等々は山間僻地にあるといった中で、そういうところに転勤をして、ある一定の技術を持った人を派遣していかなければいけないという、そういう業務上から、全国規模で転勤に耐えられるようなということで、本社一括で採用しているわけをごさいますけれども、そういう事情がある中で、いろんな努力をされてきたということは事実というところをごさいます。平成17年度から本給のカットをしていますし。

【司会】 すいません、補足をさせていただきます。

先ほど来ご議論いただいております、最終年度の評価と中期全体の評価ということの関連で言えば、この給与カット等々をご覧いただきますと、中期の期間の途中段階で行った独自の取組というものを継続しているものが多うございます。そういった途中段階での独自の取組に比べれば目立ちませんが、最終年度、24年度についても、それらを継続した。さらには、閣議決定の中で要請のあった国家公務員並みのマイナス7.8%に合わせるような給与改定を行ったということで、機構の評価は、独自評価にもあります最終年度がAで、ただ、中期全体として見通したときには、超過して総人件費の削減目標を達成してい

るというように、最終年度と全体の関係というのはいろいろあろうかと思ます。

失礼いたしました。

【議長】 いかがでしょうか。今の事務局の説明に対して、重ねてご意見があれば、お出しいただきたいと思いますが。先生、どうですか。中期全体の目標を達しているというご説明だったのですが。

【委員】 それが、要するに、先ほどの資料でございますね。着実なのか、優れたというのは、極めて。そこで、フィフティフィフティというカウントですから、それを、この同じ委員会で、前者ではフィフティフィフティのAにして、こちらをSにするのであれば、そこの際立った理由というのが、私は、ここで皆さんが、なるほど、これは際立っているということが合意できればと思うんですが、そこはいろんなご意見もございましたので、私としては、着実ではないかという意見でございます。

【議長】 はい。平成21年度、平成22年度についてはSをつけて、それは、そのマルチが際立ったというふうに我々は評価をしたわけで、この5年間全体で見ると、SとAが同数な……。4はどういう意味でしたっけ、これは。

【事務局】 4は、Sという意味でございます。5段階評価の4なので。

【議長】 そうか、2番目だから。

【事務局】 はい。Sになると思ます。

【議長】 そういうことで、全体を見ればSという評価も妥当なのではないかということなんですが。ご意見いただきたいと思いますが、どうでしょうか。どうぞ。

【委員】 私の場合、Sをつけさせていただいたんですけれども、もうあまりこだわらないで、中期目標で設定された数値、いずれもクリアされていると。これはかなりきつめの目標が設定されていたことだろうと思んですけれども、これを優にクリアをされていると。そこに至るには相当な内部的な努力をされておられるだろうと、こういうふうな判断のもとにSをつけたと、こんな次第です。

【議長】 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。Sをつけられた方で、ほかの委員の意見を聞いて、これはやっぱり少し変えなくてはいけないというようなお考えがあれば、ご表明いただきたいと思ます。どうですか。

【委員】 考えは変わらないのですが、発言して良いでしょうか。

【議長】 変わらない。いやいや、いいです。どうぞ。

【委員】 私も平成24年度はAで、全体にはSをつけました。この計画全体では、初期の段階、例えば20年、21年、22年の部分の項目12に対しては、かなり進捗していると思います。23年、24年ですと、継続的な意味合いが強いのかなと思いました。こういった軸の中で、23年度がAならば、24年度もその継続だからAだろうと考えます。

全体の給料体系を見れば、確かに委員がおっしゃるように、まだまだ安くすべきだという意見があるかもしれません。この点に関しては、5年前の計画時には5%削減が目標でした。しかし、時代の背景で、色々な対応を求められたと思います。当初の計画に対して、かなりのウエートでオーバーして削減を進めてきたのを見れば、全体としては、この項目全部で一所懸命やっているし、Sでいいのではないかなと思います。

確かに、今、もっと安くすべきだという気持ちは持っています。ただ、評価とするならば、24年度がAで、全体はSだと思いました。

【議長】 どうもありがとうございます。

報告書の中に、今日委員から出たご意見を十分に反映をさせるというふうにしていきたいと思います。

どうでしょうか。この項目12の中期期間の評価であります、これも多くの方がSをおつけになっておりますので、委員会としては、評価はSというふうにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 どうもありがとうございます。

最後、項目14、これがなかなか大変なのが残っていると思いますが、「適切な資産管理」でございます。平成24年度を見ますと、多くの方がCをおつけになっております。それから、中期期間についても、多くの方がC、何人かの方がBということになっております。この大きな理由というのは、要するに、保有資産の処分が十分に計画どおり進まなかったということが理由でございます。

まず24年度でBをおつけになった委員の方、3人おられますが、ご意見をいただきたいと思います。

【委員】 じゃ、私のほうから。

私も24年度と中期のほうをBということにつけさせていただきましたが、24年度単年度におきますと、17の施設の宿舍を処分するということになるわけですが、これは

組織体制にちょっとなくなっていたのではないかと。通常業務の努力の機構としての限界を超えているんじゃないかということと思いました。

それも、資料①、②のところにもございますように、現物納付、あるいは売却処分の判断、あるいは建物の基礎杭だとか、不動産鑑定評価だとか、建物のアスベストだとか、そういうものの処分をやるための確認が必要になるわけですが、そういったものをかなりの数をクリアしていかなければいけないということもありますので、通常業務体制を超える17施設の処分というのは、相当無理があったのではないかとということで、Cにするにはちょっと酷があるのではないかとということで、私はBにいたしました。

先ほどの資料4の監査報告の6ページでございましたが、その真ん中の3)のところでございますが、そこに、保有資産の見直しに係る取組状況というのがございましたが、真ん中ほどでございますが、24年10月にも会計検査院からいろいろ改善処理要求があったとかということと、その行の下のほうに、25年度から本社に用地管財部、それから、同部内に資産管理等整理推進室を設置することとしたというふうに書いてございました。このところについても説明がございましたが、あえて言わせてもらうならば、こういうものをもっと早くつくって対応していただければ、こういうことにはならなかったのかということもありまして、通常の範囲の中でやるということでは、やはり着実な実施状況にあるというふうなことで、Bとさせていただいたということでございます。

【議長】 どうもありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 私は、Bというふうにさせていただきました。そもそもこの案件というか、この命題といいますか、国家の財産であるそういった資産を、こういう目標のために投げ売りするというので、やっていいのかという、そういう根本的な意見がございます。また、こういった貴重な財産を、そもそも国が決めてしまったので、それを受けてやらなければいけないという、しかも、水資源機構としては、こういう不動産売買に関する業務は、機構自体の目的ではないわけですよね。ですから、そもそもそれをやるんだったら、国が全部やればいいと、こう思っているぐらいの気持ちを持っておりまして。今、これから少しずつデフレからインフレに上がっていくわけで、売らなかったほうがよかったんじゃないかなというように思っているぐらいで、それを、できなかったからCなんていう評価は、私は個人的にも客観的にも納得のいかない評価だと思っている次第でございます。

ですから、Bということで、できればこういう項目がないほうがいいという、こういう

意見をあえて申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

【議長】 どうもありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

【委員】 私も今のご意見にほとんど近いんですが、この間の基本的に資産デフレ、とりわけ不動産市況が非常に悪化している点が1つですね。それから、もう一つ、同じ不動産市況が悪化している中でも、立地のいい場所はあまり値崩れしなくて、悪いところは悪いだけ、もう底値までいくという非常に二極分化というか、両極端に分かれている時代です。

そういう中で、残念ながら、今回水機構が処分しようとした案件というのは、非常に不利な、率直に言うと、なかなか買い手の見つからない物件です。それができなかったからといってCだというふうに決めつけるには、今言ったような全体的な客観情勢に照らし合わせて、機構の努力だけでできない性格のものを、できないからといってマイナス点、これほどひどい点をつけることは、ちょっとやり過ぎではないかなと思います。

【議長】 どうもありがとうございます。

中期評価のところで、もうお一方、Bをおつけになった方がおられますが、委員、御発言があれば、どうぞ。

【委員】 今、各委員がご指摘になったように、社会経済的な時期的な問題ですね。それから、処分しにくい宿舎であり、その立地の問題。それから、入居者の問題。それから、機構自体がちょっと謙虚に、こちらの保有資産の見直し、保有資産といってもいろいろあると思うんですが、そのうちの宿舎にちょっと重きを置きすぎて、Cの評価をされたということもあるんですけれども。今申し上げたいろんな項目を考えまして、Cにするほどでもないだろうと。過去4年間は、A、A、Aとついてきておって、それなりに努力をして、25年度のうちに処分の目途が立っているものがほとんどであるということなので、結果としては処分はできなかったんだけど、もうほとんどできるところまで近づいているということなので、中期全体としてはBでいいのではないかと考えました。

年度評価としては、数値目標を達成できなかったということを率直に機構のほうも評価されたので、それでもいいのかなと思いましたがけれども、今お話のあったBの方々と、気分的には近いものがございます。

【議長】 どうもありがとうございます。

それでは、今、Bという評価をされた委員の方からご意見があったわけですが、それも踏まえまして、Cの評価をされた委員からご意見があれば、お出しいただきたいと思いません。どうぞ。

【委員】 私も、これ、BにするかCにするか迷ったんですが、多分、これまでずっとAの評価を続けてきたんですね。この間の、ここ数年間の評価委員会で、この項目について、真剣な議論というのはほとんどされなかったと思うんですね。みんなAにしてきたと。実は、だけでも、年度が切られているのに、そういう問題意識を持たないで、評価委員会でも議論されてこなかったというのは、私も含めて、評価委員自体も自省すべき、反省すべきことではないかなと思うんですね。

先ほどBを評価された方からもいろいろ意見が出たように、こういう物件が簡単に売れるわけではないわけで、そういう点を考えれば、もっと早期にこの問題を真剣に討議すべきだったし、そういう諸般の事情を考えれば、結果としてはCかもしれないけれども、多々反省すべき材料はあったのではないかという気はしています。

【議長】 おっしゃるとおりだと思いますね。この件は、この4年間、あまり議論をしませんでしたね。

ほかにどうでしょうか。どうぞ。

【委員】 本当に突然出てきたという印象が否めないんですけれども。私はCにしたのですが、大変深い疑問を抱きながら、私は評価を変えてもいいと実は思いながら発言しております。

それで、結局、意見にも書いたんですけれども、いろんな立地によって違うわけですよ。きちんと売れるところもあれば、何か……。その全体像が資料を見ても私はわからなかったんです。ですから、やはりこの資料をつくるときに、18か19あるのであれば、市場性とか、要するに、不動産の専門の方にやっぱり一覧をつくっていただいて、ここはこういう理由だから投げ売りはしたくないとか、ここはとか、そういうものがあれば、私はやはり、私どもの立場に立ってみると、材料がないところで、結果だけ見て、それで、できたかできないかという、要するに、材料がないのに判断を迫られているというような厳しさがございました。

やはり私は、きちっと、先ほど、まさに投げ売りというのが、私はやはり国民の大事な財産ですから、やはりきちんと市場調査なり、しかるべき順を追ってやられるべきことだと思いますので、結果としてできたかできないかということに関しては、私はちょっと疑

間を持ちながらの判断でしたけれども、Bに変更させていただきたいと思います。

【議長】 はい。ほかに、どうでしょうか。

Cと評価された方も、いろいろお考えになっていると思いますが。最初の評価の文言から言うと、確かに、計画どおりできなかつたらCだという議論がありますが、いろいろこの問題については、非常に難しい問題があるということだと思います。

これは、ちょっと時間も過ぎておまして、長々と議論をしてもしょうがないと思いますが、ご意見があればお出しいただきたいと思います。

【委員】 では、発言していいですか。

【議長】 どうぞ。

【委員】 皆様のご意見等を聞いていて、非常に私も判断に迷った案件です。今おっしゃったような形で、何とかBをつけられないかと随分迷いました。

当然、こういう話が難しい時代ですから、5年前にどういったスケジュールで、どういった戦略で、どのように進めていくのか考えがあったのかと質問したら、そうした物は作っていないとおっしゃっていました。それでは、最終的にどのように進めたのかと質問したら、期限に間に合わせるために急いで進めてきたとおっしゃっていました。すなわち、売れたところについては、最初から取り組んだのではなくて、最後になってきてどうにか間に合わせたという様な処理だということです。

救ってあげたくても救えないような状況も、見られるのかなと思います。5年前にこの問題がこのような形で取り上げられましたが、その段階に立ち戻って議論するならば、それはそれで良いと思います。しかし、国民の目線で対応を見ていたら、これはやはりCになってしまうのかなというのが、率直な私の思いです。

【議長】 はい。ほかにどうでしょう。

この委員会としては、評価をしなければならないということでもあります。どうぞ。

【委員】 ちょっと絶対的な評価になってしまったのかなという感想がございます。確かに、ほかの機構とかの事例を見ても、Cというのは、逮捕者が出たりとか、非常に問題のあるもので、このメーンの資産の管理ではなくて、計画の中で、もちろん重要ではありますがけれどもというところの資産であれば、付記をすることというのは非常に重要なことだと思いますけれども、私としては、実はCをつけたんですけれども、Bの評価で付記をするというのが妥当な評価なのかなという思いもありますので、評価を変えさせていただきたいなと思います。

【議長】 どうもありがとうございます。

報告書の中には十分書き込めるわけですね。

それで、これ、決めなくてはいけませんので、ちょっと乱暴かもしれませんが、BかCかということになります。挙手で決めたいと思いますが、そういう決め方でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【議長】 それでは、平成24年度の評価につきまして、Bとお考えの方は手を挙げていただきたいと思いますが、ちょっと数えてください。

【事務局】 9名です。

【議長】 9名。

Cだとお考えの方。何名になりますか。

【事務局】 4名。5名、すいません。

【議長】 これを委員会として多数決というのは、非常に乱暴なやり方だともう重々承知しておりますが、一応Bという方が多いということで、委員会の評価としてはBということなんですが、評価報告書の中に、これに本当に真剣に取り組んでこなかったのではないかというようなご意見も出ました。そういうことも十分書き込みたいと。それから、この評価委員会でもこれを問題にしたことはあまりなかったですね。そういう状況も把握をしていなかったということがございます。委員会としても怠慢であったというふうには思います。そういうことも含めて、文言を考えてみたいと思います。

24年度評価については、Bということにさせていただきたいと思います。ご了承いただきたいと思います。

それから、中期については、前年度以前の評価もございます。これについて、Bとお考えの方は挙手をいただきたいと思いますが。

【事務局】 12名でございます。

【議長】 一応Cの方も挙手をいただきたいと思いますが。

【事務局】 2名でございます。

【議長】 そうすることで、少し乱暴なやり方で恐縮ではありますが、この中期期間の評価についても、Cとさせていただきたい。今日いただいた意見については……。

【委員】 いえ、CではなくてBです。

【議長】 すいません、Bですね。申しわけありません。Bと。十分に報告書の中に書

き込むというふうにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。いろいろ難しい問題が出てまいりました。

それでは、確認をさせていただきたいと思います。

まず24年度評価につきまして、各項目についての評価を事務局のほうから読み上げていただきたいと思います。

【事務局】 それでは、まず24年度評価について、決定しました項目順に評価を読み上げさせていただきます。

まず項目9が、24年度はA、項目13がA、項目16がA、項目7がS、項目10がA、項目11がA、項目1がA、項目2がS、項目5がS、項目6がA、項目15がA、項目3がA、項目8がS、項目4がS、項目12がA、項目14がB。

評定ごとの分布状況ですけれども、Sが5つ、Aが10個、Bが1つとなりまして、多数の評定はAということになります。

【議長】 これは、多数の評定をもって全体の評価とするということになっていますので、今事務局から説明のとおり、Aが10個でございますので、総合評定はAということにさせていただきたいと思います。

次に、中期目標期間の評価について報告してください。

【事務局】 続きまして、中期目標期間の評価について、決まりました項目順に評価を読み上げさせていただきます。

項目9がA、項目13がA、項目16がA、項目7がS、項目10がA、項目11がA、項目1がA、項目2がS、項目5がA、項目6がA、項目15がA、項目3がA、項目8がS、項目4がA、項目12がS、項目14がB。

評定ごとの分布状況でございますけれども、Sが4つ、Aが11個、Bが1つとなりまして、多数の評定はAということになります。

以上です。

【議長】 今事務局から説明のとおり、Aが11個でございますので、中期の総合評定はAということにさせていただきます。

【議長】 では、次は、大分時間が遅れておりますが、24年度の記述による業務全体に対する評価について、事前にいただきました「総合評価に係るご意見（平成24年度）」、資料7-①でございますが、これを踏まえて、資料8-①のようにまとめております。

主な内容は、事務局のほうから読み上げていただけますか。

【事務局】 主な内容といたしましては、24年度については、業務の実績については、九州北部豪雨の際の臨機応変の対応により下流地域の洪水軽減への貢献、利根川水系で発生したヘキサメチレンテトラミン流出事案での適切な対応、学会論文の受賞などの技術力の維持・向上等について高く評価できる。

一方、昨年度に引き続き、武蔵水路改築工事における油流出事故が発生しており、再発防止対策のなお一層の徹底が必要である。また、予定していた宿舎の処分が、関係機関との協議継続や入札不調などの特殊事情があったとはいえ、年度内に処分まで至らなかったことは残念であり、所期の目標達成に向けて一段の努力を行い、早期に処分を行っていく必要がある。

その他、今後取り組むべき課題等については、東北地方太平洋沖地震での対応実績を踏まえて、設備の耐震化強化、防災体制の強化などに継続して取り組み、用水供給に万全の備えをすることを期待する等のご意見が出されておりました。

【議長】 これ、要約が書いてございますが、今日いただいたご意見を踏まえて、もう一度案をつくり直すということによろしいんですね。

【事務局】 はい。結構でございます。

【議長】 それで、委員の方には見ていただく機会があるのでしょうか。

【事務局】 議長のご一任ということでお願いします。

【議長】 ということで、後でそれが出てくるんですね。ご一任いただくということ。

【事務局】 はい。

【議長】 じゃ、次に、総合評価のうち、中期期間の評価の記述でございますが、これは資料7-②のご意見をいただいております。それをもとに、資料8-②に取りまとめをしておりますが、その主要内容につきまして、事務局のほうからご紹介いただきたいと思っております。

【事務局】 続きまして、中期目標期間の達成状況について、総合的なご意見についてご報告させていただきます。

主な内容といたしましては、中期目標の達成状況については、渇水時の用水の安定供給への取組、洪水被害を軽減等させた的確な取組、水質に異常があった場合の被害拡大防止と早期回復への取組は高く評価できる。また、水資源開発と自然環境保全との両立を目指し、自然環境保全対策、地球温暖化対策、良好な景観形成等についても着実に進めている。さらに、特許取得や学会論文の受賞などに裏付けられた技術力の維持・向上に努めるとと

もに、リスク管理体制の整備も図られてきている。

一方、2年続きで武蔵水路改築工事で油流出事故を発生させており、再発防止への一層の取組強化を進める必要がある。また、予定していた宿舎の処分に関しては、早急に処分に向けた取組等の強化を図るなど一層の努力を進め、できるだけ早く所期に示された宿舎の処分を実現されたい。

また、今後に向けては、ストックマネジメントにより着実に維持管理を進めるとともに、設備の耐震性強化、防災体制の強化などに継続して取り組み、用水供給に万全の備えをすることが期待される。さらにトップクラスの技術力を維持・継承していくとともに、我が国の水資源技術の競争力向上への貢献を期待する。

他方、事務的経費の節減、人件費の削減、事業費の縮減は重要である一方、業務の効率化やコストの削減が現場のモチベーションの低下や業務の質の低下を招かないように留意が必要である等のご意見が出されております。

以上でございます。

【議長】 この記述の評価であります。これにつきまして何かご意見があれば承りたいと思います。

これにつきましては、資料8-①、8-②、双方であります。今日いただいたご意見を十分に反映させて取りまとめたいと思います。事務局のほうに作業をしていただきまして、私、議長にこの件をご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【議長】 はい。

最後に、もう評価の確認はいいですね。先ほどされましたからね。

【事務局】 はい。

【議長】 以上をもちまして、「平成24年度業務実績評価」と「第2期中期目標期間における業務実績評価」についての議事を終了したいと思います。長時間にわたりまして、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお返しします。

【司会】 以上をもちまして、第22回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議を閉会いたします。

本日の議事録につきましては、ご出席の委員の皆様にお諮りした上で、公表することといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、本日の会議資料につきましては、非常に大部ですので、そのまま机の上に置いていただければ、郵送させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

なお、国土交通省委員の皆様におかれましては、この後、10分後、16時40分を目途に、水資源機構分科会を予定しておりますので、時間になりましたらお集まりいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

【議長】 どうもありがとうございました。

— 了 —